

令和6年 渡嘉敷村議会会議録

第1回定例会（3月6日～8日）

3日間

渡嘉敷村議会

目 次

令和6年第1回定例会（3月6日）

令和6年第1回渡嘉敷村議会定例会会期日程	1		
出席議員	2		
議事日程第1号	3		
日程第1	会議録署名議員の指名について	5	
日程第2	会期の決定について	5	
日程第3	議長諸般の報告	5	
日程第4	村長行政報告	6	
日程第5	施政方針	8	
日程第6	一般質問について	18	
日程第7	報告第1号	令和6年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について	46
日程第8	報告第2号	専決処分の報告について（船舶修繕請負変更契約）	47
日程第9	同意第1号	渡嘉敷村教育委員会委員の任命について	48
日程第10	議案第1号	沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更について	48
日程第11	議案第2号	渡嘉敷村公の施設に係る指定管理者の指定について	49
日程第12	議案第3号	渡嘉敷村公の施設に係る指定管理者の指定について	50
日程第13	議案第4号	渡嘉敷村手数料徴収条例の一部を改正する条例について	51
日程第14	議案第5号	渡嘉敷村立幼稚園預かり保育保育料徴収条例の一部を改正する 条例について	52
日程第15	議案第6号	渡嘉敷村公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例について	52
日程第16	議案第7号	渡嘉敷村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例について	53
日程第17	議案第8号	職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例につい て	54
日程第18	議案第9号	議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正す る条例について	54
日程第19	議案第10号	特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部 を改正する条例について	55
日程第20	議案第11号	令和5年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第5号）について	57
日程第21	議案第12号	令和5年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第4号）につ いて	59

日程第22	議案第13号	令和5年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算（第3号） について……………	60
日程第23	議案第14号	令和5年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号） について……………	61
日程第24	議案第15号	令和5年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算（第4号）に ついて……………	62
日程第25	議案第16号	令和5年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） について……………	63
日程第26	議案第17号	令和6年度渡嘉敷村一般会計当初予算について……………	64
日程第27	議案第18号	令和6年度渡嘉敷村航路事業特別会計当初予算について……………	66
日程第28	議案第19号	令和6年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計当初予算について…	67
日程第29	議案第20号	令和6年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計当初予算について…	68
日程第30	議案第21号	令和6年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計当初予算について…	69
日程第31	議案第22号	令和6年度渡嘉敷村下水道事業特別会計当初予算について…	70
日程第32	選挙第1号	渡嘉敷村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について……………	71
日程第33	協議第1号	議員派遣の件について……………	72

令和6年

第1回渡嘉敷村議会定例会

第1日目

3月6日

令和6年第1回渡嘉敷村議会（定例会）会期日程

会期3日間 自 令和6年3月6日
至 令和6年3月8日

月 日	曜 日	区 分	日 程
3月6日	水	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 議長諸般の報告 村長行政報告 一般質問
3月7日	木	本会議	会議録署名議員の指名 報告第1号、報告第2号 同意第1号 議案第1号、議案第2号、議案第3号 議案第4号、議案第5号、議案第6号 議案第7号、議案第8号、議案第9号 議案第10号
3月8日	金	本会議	会議録署名議員の指名 議案第11号、議案第12号、議案第13号 議案第14号、議案第15号、議案第16号 議案第17号、議案第18号、議案第19号 議案第20号、議案第21号、議案第22号 選挙第1号、 協議第1号

令和6年第1回渡嘉敷村議会定例会は
令和6年3月6日(水)午前10時00分に
渡嘉敷村議会議場に招集された。

会期3日間
1日目

議員の出欠別

議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	與那嶺 雅 晴	出	5	新 垣 一 史	出
2	座間味 満	出	6	當 山 清 彦	出
3	玉 城 保 弘	出			
4	金 城 涉	出			

出席議員 6 名

会議録署名議員 2 番 座間味満議員 3 番 玉城保弘議員

職務のため会議に出席した者の職氏名 議会事務局長 玉城広喜

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
村 長	新 里 武 広	観光産業課長	小 嶺 国 士
副 村 長	神 里 敏 明	教 育 課 長	宇 野 昭 子
教 育 長	金 城 満	民 生 課 長	新 垣 立 徳
総 務 課 長	新 垣 聡	船 舶 課 長	山 城 淳
会 計 課 長	尾 崎 憲 男		

終了：3月6日(水曜日)午後4時58分

令和6年第1回渡嘉敷村議会定例会議事日程

令和6年3月6日（水） 午前10時開議

会議に付した事件は次のとおりである。

（第1号）

日程	事件番号	件名
第1		会議録署名議員の指名について
第2		会期の決定について
第3		議長諸般の報告
第4		村長行政報告
第5		施政方針
第6		一般質問について
第7	報告第1号	令和6年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について
第8	報告第2号	専決処分の報告について（船舶修繕請負変更契約）
第9	同意第1号	渡嘉敷村教育委員会委員の任命について
第10	議案第1号	沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更について
第11	議案第2号	渡嘉敷村公の施設に係る指定管理者の指定について
第12	議案第3号	渡嘉敷村公の施設に係る指定管理者の指定について
第13	議案第4号	渡嘉敷村手数料徴収条例の一部を改正する条例について
第14	議案第5号	渡嘉敷村立幼稚園預かり保育保育料徴収条例の一部を改正する条例について
第15	議案第6号	渡嘉敷村公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
第16	議案第7号	渡嘉敷村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
第17	議案第8号	職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について
第18	議案第9号	議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
第19	議案第10号	特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
第20	議案第11号	令和5年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第5号）について
第21	議案第12号	令和5年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第4号）について
第22	議案第13号	令和5年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
第23	議案第14号	令和5年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について
第24	議案第15号	令和5年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算（第4号）について

- 第25 議案第16号 令和5年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 第26 議案第17号 令和6年度渡嘉敷村一般会計当初予算について
- 第27 議案第18号 令和6年度渡嘉敷村航路事業特別会計当初予算について
- 第28 議案第19号 令和6年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計当初予算について
- 第29 議案第20号 令和6年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計当初予算について
- 第30 議案第21号 令和6年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計当初予算について
- 第31 議案第22号 令和6年度渡嘉敷村下水道事業特別会計当初予算について
- 第32 選挙第1号 渡嘉敷村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 第33 協議第1号 議員派遣の件について

○ 當山清彦議長

おはようございます。ただいまから令和6年第1回渡嘉敷村議会3月定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布した日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番座間味満議員、3番玉城保弘議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月8日までの3日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月8日までの3日に決定しました。

日程第3、議長の諸般の報告を行います。

諸般の報告の前に、例月出納検査の結果報告について、地方自治法第235条の2第3項の規定により村監査委員会から令和5年12月分、令和6年1月、2月分の例月出納検査の結果報告があります。議員控え室に配置し、閲覧できるようにしてありますのでご参考にしてください。

なお、諸般の報告についてはお手元にお配りしたとおりであります。朗読は省略いたします。

議長諸般の報告

令和5年12月13日～令和6年3月5日

令和5年

12月13日(水) 令和5年第7回渡嘉敷村議会12月定例会 (渡嘉敷村)

令和6年

1月6日(土) 渡嘉敷村二十歳の集い (中央公民館)

1月9日(火) 南部離島町村長議長連絡協議会役員会 (自治会館)

南部振興会表彰式・南部地区合同新年懇親会 (自治会館)

1月10日(水) 南部地区市町村議会議長会役員会・定例会 (自治会館)

1月17日(水) 令和6年消防出初め式 (渡嘉敷村)

1月18日(木) 渡嘉敷村新春経済団体講演会交流会 (中央公民館)

1月19日(金) 交流の家50周年記念式典 (交流の家)

2月14日(水) 南部広域行政組合議会定例会 (南部総合福祉センター)

2月26日(月) 南部広域市町村圏事務組合議会定例会 (自治会館)

- 2月27日（火） 沖縄県町村議会議長会定例理事会・総会 （自治会館）
 2月28日（水） 沖縄県離島振興市町村議会議長会定期総会 （パシフィックホテル沖縄）
 2月19日（木） 沖縄県市町村議会議員・事務局職員研修会 （パシフィックホテル沖縄）
 渡嘉敷村議会議長 當山清彦

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、村長の行政報告を行います。

○ 新里武広村長

おはようございます。行政報告の前に一言ご挨拶を申し上げます。令和4年11月に村長に就任して1年3カ月余り、村民の福祉の向上、安全・安心を第一にいろいろな課題に向き合ってきました。村民や事業者の皆さま、議員各位はもちろんのこと村内の関係団体、機関のお力添え、心から感謝を申し上げる次第でございます。今後ともご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

なお、令和5年12月13日から令和6年3月5日までの行政報告につきましては、お手元に配布しております書面のとおりでございます。なお、朗読は省略いたします。

行政報告書

（令和5年：12月13日～令和6年3月5日）

- | | | |
|----------------|--|-----------------|
| 9/13(水) 10:00 | 第4回渡嘉敷村議会9月定例会 | 村長室 |
| 9/15(金) 12:00 | 村敬老会 | 中央公民館 |
| 9/20(水) 10:30 | 沖縄電力株式会社 取締役副社長他3人村長表敬 | 村長室 |
| 12/13(水) | 令和5年第7回渡嘉敷村議会12月定例議会 | 議場 |
| 12/15(金) 14:00 | 渡嘉敷村観光協会との協議 | 2階大会議室 |
| 12/17(日) 14:00 | 令和5年度第2回美ら島美化清掃 | |
| 12/19(火) 15:30 | 沖縄県教育庁 半嶺満教育長 挨拶
学校人事課 小中学人事管理監 城間優氏
※離島教育委員会への派遣指導主事についての相談 | 沖縄県庁 |
| 16:00 | 森林審議会 事前説明 沖縄県森林管理課森林企画班
班長中村智恵子氏、技師砂川恭也氏、島袋ふう氏 | 沖縄県庁9階 |
| 12/20(水) 13:00 | 沖縄県森林審議会 沖縄県自治研修所 | |
| 12/21(木) 11:30 | 高速船「マリンライナーとかしき」引き渡し式
離島振興海運株式会社 | 離海振会議室
泊北岸ふ頭 |
| 12/25(月) 9:30 | 離島フェア2023絵画作品表彰式
阿波連小学校1年小久保正義君 | 阿波連小学校体育館 |
| 11:45 | 渡嘉敷小学校2年 熊谷百華さん、6年照沼空羽さん | 渡小中体育館 |

	13:00	みらい沖縄 島袋氏	村長室
	14:00	渡嘉敷村商工会陳情要請 会長 新垣徹氏、指導員 普久原誉也氏	村長室
12/26(火)	10:30	沖縄銀行高橋支店富山支店長代理、松岡年末挨拶	村長室
12/31(火)	AM	マリンライナーとかしき、フェリーとかしき シュータビ	海上宮
令和6年			
1/2(火)	AM	マリンライナーとかしき、フェリーとかしき シータビ	海上宮
1/4(木)	10:30	渡嘉敷区合同成年祝 仕事始め	村中央公民館
1/6(土)	12:00	令和6年渡嘉敷村二十歳の集い	村中央公民館
1/7(日)	13:00	渡嘉敷区初御願	渡嘉敷神社
1/9(火)	16:00	南部離島町村長議長連絡協議会 定例会	自治会館
	18:00	第39回南部振興会表彰式・祝賀会 令和6年南部地区関係団体合同新年懇親会	自治会館
1/10(水)	13:00	とまりん内船舶乗船チケット販売業務の共同化検討会議 渡嘉敷村、座間味村、粟国村、おきなわフィナンシャルグループ	自治会館
	15:00	令和5年度市町村長研修会、令和6年年始会	ロワジールホテル
1/11(木)	18:00	那覇港振興協議会新年祝賀名刺交換会	パシフィックホテル
1/16(火)	10:00	沖電企業 村長表敬	村長室
1/17(水)	12:00	消防出初式パレード	村内
1/18(木)	10:30	沖縄銀行高橋支店支店長他 村長表敬訪問	村長室
	17:45	第5回渡嘉敷村新春経済団体講演会及び交流会	村中央公民館
1/19(金)	10:00	カルティベート 開代表 村長表敬	村長室
	13:00	国立沖縄青少年交流の家創立50周年記念式典	国立沖縄青少年交流の家
1/20(土)	12:00	第44回渡嘉敷村駅伝競走大会(村体育協会)	
1/22(月)	11:00	近畿大学総合社会学教授 鈴木学部長 表敬 近畿大学総合社会学科 エリア実践活動キックオフ企画 シンポジウム	近畿大学
1/26(金)	13:30	陸上自衛隊 伊藤広報陸曹、他1人 村長表敬	村長室
1/29(月)	13:30	沖縄振興会議・沖縄振興市町村協議会 総務課 與那嶺主事 随行	自治会館
1/30(火)	13:30	村職員一次試験合否判定審査委員会	村長室
1/31(水)	10:00	令和5年度第3回南部広域行政組合理事会	南部総合福祉センター
2/1(木)		防衛省航空自衛隊那覇基地第9航空団司令兼那覇基地司令 第9航空団司令兼那覇基地司令 鈴木繁直空将補 他	村長室

村長表敬

2/2(金) とかしきマラソン2023(プレ大会)会場設営等準備 渡嘉敷小中学校
2/3(土) とかしきマラソン2023(プレ大会)、ふれあいパーティー //

2/4(日) とかしきマラソン2023(プレ大会)会場片付け、見送り

2/5(月) 9:00 南部市町村会定例総会、南部振興会市町村長協議会 自治会館
2/6(火) 10:00 南部広域市町村圏事務組合理事会 南部総合福祉センター
2/7(水) 13:15 近畿大学インターンシップ研修 講話 庁舎2階大会議室
2/8(木) 13:15 慶良間諸島国立公園10周年記念記者会見 県庁記者クラブ
2/15(木) 渡嘉敷村産業展示会 村中央公民館
13:15 第100回沖縄県過疎地域振興協議会定期総会 自治会館
13:15 第144回沖縄県離島振興協議会定期総会 自治会館
2/16(金) 13:30 第202回沖縄県町村会定期総会 自治会館
14:40 第150回沖縄県町村土地開発公社理事会 自治会館
15:40 沖縄県国民健康保険団体連合会通常総会 自治会館
2/21(水) 8:45 渡嘉敷村職員最終合否判定審査会 村長室
11:30 一般社団法人沖縄県市町村職員互助会 第22定時総会・講演会
パシフィックホテル 沖縄

2/22(木) 12:00 国立沖縄青少年交流の家施設業務運営委員会 ロワジュールホテル
2/26(月) 16:00 令和6年度管理職 内示 村長室
2/27(火) 9:00 令和6年度一般職 内示 村長室
13:30 株式会社おきなわフィナンシャルグループ 株式会社みらいおきなわ
寄付金贈呈式、包括的連携協定取組報告・意見交換会

2/28(水) とかしきマラソンお礼挨拶周り

以上

○ 當山清彦議長

これで行政報告は終わりました。

休憩します。

再開します。

日程第5、村長の施政方針を行います。

○ 新里武広村長

改めまして、こんにちは、それでは令和6年施政方針を述べていきたいと思っております。

令和6年度施政方針

1) はじめに

令和6年渡嘉敷村議会3月定例会の開会、令和6年度の当初予算案などの議案審議に先立ち、まず村政運営に当たっての私の所信を申し述べ、議員各位並びに村民の皆様のご理

解とご協力を賜りたいと存じます。

令和4年11月に村長に就任してから1年3カ月余り、村民の福祉の向上、安全・安心を第一にいろいろな課題に向き合って参りました。村民や事業者の皆様、議員各位はもちろんのこと、村内の関係団体・機関、沖縄県や国のお力添えに心から感謝を申し上げる次第でございます。今後ともご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2) 行財政運営について

行財政運営においては、「渡嘉敷村第五次総合計画」を基本とし、時代に合わせた新たな本村の将来像の設定とその実現に資する政策をまとめ、持続可能なむらづくりを進めるための新たな視点に立脚した行財政運営を継続して進めてまいります。

財政基盤の強弱を示す本村の財政力指標は、0.10（令和4年度）となっており、県平均の0.38を下回り、自主財源確保は必要不可欠となっています。

人口減少や少子高齢化の進行、村民ニーズの多様化等により、財政状況の悪化が懸念される中、適切な行政運営や行政サービスの提供が求められています。資源が限られる中、ICTやAI等の導入による業務の効率化を図るとともに、全庁的な連携体制や関係機関等との連携体制を強化し、本村の現状や住民ニーズ等に柔軟に対応することができる体制づくりを進める必要があります。自治体運営の効率化や、住民サービスの向上を図るために継続して組織改革とデジタル人材の育成を進めてまいります。

効果的・効率的な財政運営の推進については、PDCA（事業の評価）を徹底し一般財源による支出の優先順位を明確化、効率的な事業の見極めを実施、重点的配分を行ってまいります。財政状況の分析・公表を積極的に行うとともに、事業効果や費用対効果など重要度、緊急度等を総合的に勘案し効果的・効率的な財政運営に努めてまいります。また、課税対象の的確な把握や、収納率の向上、ふるさと納税及び企業版ふるさと納税への取り組みを強化し、自主財源の確保を図るとともに、国・県等の制度事業を積極的に活用しながら事業を展開していくとともに、村事業の進捗や成果を確認できる仕組みづくりと、新たに課（産業振興課：仮称）の設置に向けて取り組み健全で開かれた村政運営に努めてまいります。

3) 人材育成について

職場環境の充実や職員意識の改革、職員研修の充実などをすすめるとともに、地方分権時代の担い手にふさわしい人材の育成、職員の資質の向上への取り組みの推進に努めてまいります。また、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化の推進に向け、継続して自治体DXを推進します。自治体DXを進めるにあたっては費用対効果等を検討したうえで必要に応じて行政手続等に対する村民の負担軽減をはじめ、デジタル技術を活用して業務の効率化を図り施策等新たな取り組みに注力できる環境を整えていくため、昨年村と包括的連携協定を結んだ、おきなわフィナンシャルグループから派遣して頂いている専門的人材の活用を継続、また新たに民間企業からの外部登用による人材確保を図り、デジタル

化による庁内業務の効率化を目指します。

4) 沖縄振興特別推進市町村交付金について

沖縄振興特別推進市町村交付金、いわゆる一括交付金については、沖縄県において、令和4年5月に新たな「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画(沖縄振興計画)」が策定され、令和4年度から令和13年度までの10年計画がスタートしており、SDGsを取り入れた社会・経済・環境を基軸とした施策を展開し、沖縄振興に資する事業に取り組む内容となっています。

村においても、同計画に基づき、地域の振興に資する事業を実施してまいります。

令和6年度については、引き続き沖縄県による「離島住民等交通コスト負担軽減事業」による船舶運賃の低減、村が実施する事業として「観光総合推進事業」「美化清掃事業」「観光振興事業」「海域安全確保事業」「自動車航送コスト負担軽減事業」「防災体制強化事業」など11事業を継続して行います。

5) 沖縄離島活性化推進事業費補助金について

国の直轄事業として平成29年3月に制定されました「沖縄離島活性化推進事業費補助金」については、同補助金を令和4年度から活用し、昨年度は高速船の買取支援に伴う「離島航路安定化事業」、村外からの保育士・幼稚園教諭・看護師等の資格就労者を受入れるための「移住就労者用住宅確保事業」、一部繰越事業として4棟の住をを整備いたします。

6) 令和6年度の施策の概要について

1. 住民福祉と保健事業の推進

(1) 高齢者福祉について

日本では、少子高齢化と人口減少が急速に進み、団塊の世代が75歳以上となる令和7年(2025年)には、4人に1人が75歳以上という超高齢者社会が到来することが予想され、介護を必要とする要介護者や認知症高齢者及び生活支援ニーズも増加が予測され、これまで以上に介護サービスが必要になると考えられますが介護の担い手が減少する中、介護サービスで高齢者を支えることが難しくなっており大きな課題に直面しております。

高齢者のみなさまが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるよう、配食サービスや介護予防事業、医療、介護機関が連携し包括的に支援する体制を整備してまいります。取り組みとしては、包括支援センターの機能を維持し、高齢者が在宅で自立した生活を維持できるよう、加齢による筋力の低下を防ぐ運動、生活習慣病の予防や重症化の予防、認知症の早期対応に向けた支援、地域における見守り事業及び、支え合い体制の構築等、いわゆる地域包括ケアシステムの構築に取り組んでまいります。

また、高齢者生活福祉センターのデイサービスとショートステイをご利用いただくことで、ご家族の負担軽減と高齢者が可能な限り村で暮らせるよう支援してまいります。

そのほか、敬老会やカジマヤー祝いの開催、高齢者祝金の支給や老人クラブ連合会の活動支援など、高齢者の生きがいがづくりやコミュニティ活動を支援してまいります。

(2) 障害者福祉について

障害者福祉につきましては、第7期障がい者保健福祉計画に基づき、「自立を支える安心と共生の島」を基本理念に、障がい者への理解促進のための広報活動や巡回相談、障害の予防・早期支援、自立支援のための日常生活用具給付事業及び更生医療給付事業、重度心身障害者医療費助成事業、補装具給付事業、自立支援給付事業等を継続実施し、やさしい生活環境の整備を推進してまいります。

(3) 妊娠・出産・子育て支援・子ども医療費助成について

妊娠・出産への支援については、産婦健診費用の一部助成と、妊婦健診及び産婦健診に係る本島往復渡航費の負担軽減を図るため、船舶運賃の全額助成と宿泊費の上限7,500円の助成を継続してまいります。

妊産婦及び家族の経済的な負担軽減を図るため、出産助成金制度、出産・子育て府援給付金を継続実施し、こども医療費助成事業についても、現物給付による窓口無料化を継続してまいります。

こども子育て支援については、「第2期渡嘉敷村子ども・子育て支援事業計画」に掲げる基本理念「子どもの健やかな育ら・未来の夢、みんなで支える とかしき村」を実現すべく、地域における子育て支援の充実や母性並びに乳幼児等の健康の保持及び増進、子どもたちの安全・安心の確保や支援が必要な児童などへのきめ細かな取り組みを推進してまいります。

また、待機児童を出さないよう保育士の安定確保や保育士の資質向上を図るための研修会等への参加、人材育成の為の奨学金制度についても調査研究し「安心、安全な子育てができる保育の場」を提供できるよう取り組んで参ります。

令和6年度は、令和7年度から始まる「第3期渡嘉敷村子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けて、村民に対しニーズ調査を実施し、計画策定を行ってまいります。

今後も安心して妊娠、出産、育児ができるよう、渡嘉敷村へき地保健指導所内の「ひみつきち」を拠点とした、母子交流の場の提供と、保健師と母子保健推進員を中心とした、子育て支援ネットワーク活動の充実を図ります。また、「子育て世代包括支援センター」の機能を整え、出産・育児等の見通しを立てるため、必要な支援につなぐ「伴走型相談支援」を充実させるとともに、体制の強化を図ります。

(4) 保健事業について

特定健診並びに各種検診の受診率の向上及び、健康教育・訪問指導の強化を図り、個人レベルでの健康づくりの意識高揚や、健康増進のサポートに努め、早期発見、早期治療につなげるよう取り組んでまいります。

母子保健及び乳幼児保健については、健康診査、健康相談等を実施し、妊産婦及び乳幼児の健康維持、並びに関係機関と連携して小児医療体制の充実強化を図ってまいります。

予防接種については、定期予防接種に加え、季節性のインフルエンザ等の接種費用の助成を実施し、村民の経済的負担を軽減しつつ、疾病の発生及び重症化の予防、命を守る取り組みを推進してまいります。

(5) 本島医療機関への通院・入院に関わる船賃補助

平成24年度から「島外での通院及び入院に係る通院費の補助金交付要綱」に基づき、本島の医療機関で受診をする際の船舶運賃及び宿泊費の補助を実施し、沖縄県が実施する「沖縄県離島患者等支援事業補助金交付要綱」に基づき、妊産健康診査及び産後一ヶ月目までの産婦健康診査を受けるため並びに出産するための通院にも補助対象を拡充し、継続して村民の経済的負担の軽減を図ってまいります。

(6) 後期高齢者医療制度について

75歳以上を対象とする後期高齢者医療制度については、沖縄県後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、地域包括支援センターにおいて介護予防事業に取り組み、高齢者の健康保持と健康寿命の延伸を図ってまいります。

(7) 国民健康保険特別会計について

平成30年度より国民健康保険事業は、沖縄県が国保財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国保運営の中心的な役割を担っております。

市町村の国保運営の安定的な運営を実施するに当たり、年々増加する医療給付費の抑制を図る必要があります。それには、村民一人一人が健康への自覚と認識を高めることが大切であることから、毎年実施する特定健診の未受診者対策、早期介入保健事業及び診療所と連携した生活習慣病重症化予防の取組や、後発医薬品の促進と併せて医療費の抑制に努めてまいります。

更に、保険税収納率の向上を図るため、未納者への電話連絡や臨戸訪問など、きめ細かな納付相談等を実施してまいります。

2. 交通通信体系の整備

(1) 海上交通について

航路事業特別会計の運営については、船舶が村民の移動や生活物資及び産業資材輸送を担う重要な航路であり、安定的な運航を確保することが最も重要だと考えております。

新型コロナウイルスの影響により、令和2年度・3年度においては大幅な減収となりましたが、令和4年度においては、令和元年度を基準として、利用者が7割程度まで回復し令和5年度においては、コロナ以前まで回復しつつあります。しかし昨今の社会情勢による燃料費の高騰、円安等により厳しい運営状況が続いています。

また、令和元年12月の新造高速船の就航により、年間1億4千万円程のリース料の負担が発生し、大幅な赤字運営となっており、国や県に支援を求めながらの運営状況でありました。

そのような厳しい経営状況を乗り切るため、令和11年度までリース予定でありました「高

速船マリナーとかしき」を昨年12月21日に「内閣府の離島活性化事業費補助金」を活用し、補助金530,144千円の補助金と起債132,400千円、村費136千円にて沖縄県離島海運株式会社より買取ることが出来ました。これにより総額として約662,680千円の負担を減らすことができましたが、いっそうの経費節減の取り組みが求められます。

このため、例年繁忙期に行っていた高速船の3便運航を、一昨年度よりゴールデンウィーク期間中の3便運航、7月・8月においては、週末のみ3便運航、また、航海速力を抑えることにより燃料消費の削減等、運航経費の節減に今後も継続して取り組み安定的かつ効率的な運航形態を維持することができるよう努力して参りますので、ご理解とご協力をお願い致します。

(2) 陸上交通について

本村内における公共交通機関は、現在、バス事業者による一般乗り合い旅客自動車運送事業と、タクシー事業者による自動車運送事業が営まれており、観光客の輸送や村民の利用に対応しております。

住民や観光客の移動手段として、安定した輸送体制を確保するため、事業者との連携を図り、引き続き支援策を講じてまいります。

(3) 通信について

携帯電話等移動通信用施設及び光通信については、今後も安定した通信環境が維持できるよう、引き続き関係機関と連携して取り組んでまいります。

3. 生活環境の整備及び防災対策

(1) 一般廃棄物処理施設の運営について

ごみ処理施設については、今後とも適正な環境・排出基準の遵守に努め、施設の長寿命化、ごみの減量化に資する取り組みとして、生ごみ処理機購入に係る助成制度を継続して実施いたします。

現在、ごみ処理施設の維持に多額の費用が必要であることから、将来のごみ処理の在り方について、可燃ごみを「那覇・南風原クリーンセンター」で処理する委託業務を計画し、両市町との協議を実施し令和6年度内での委託業務を予定しております。

また、国立公園の指定を受け、平成27年度から毎月0のつく日を環境美化の日として制定しており、今後も継続して美ら島美化清掃を推奨するとともに、林道や農道周辺の不法投棄の巡回監視、空き地についても適正な管理を促してまいります。

滞留していた廃家電の処理については、一般財団法人家電製品協会が行う「離島対策事業協力助成金」を活用し搬出が進んでおります。今後も定期的に搬出作業を実施するとともに、その他の廃タイヤやスクラップ等の搬出も計画してまいります。

渡嘉敷区の下水处理については、すでに多くの世帯で合併処理浄化槽の設置が進んでいることから、未整備の世帯への合併処理浄化槽設置事業導入を検討してまいります。

(2) 簡易水道事業について

本村の簡易水道事業は、施設の経年劣化に伴い、ランニングコストの増大で、一般会計からの多額の繰り入れを余儀なくされているのが現状であります。

沖縄県においては、「安全・安心な水道水を安定的に将来にわたって供給できる水道の構築」を目指し、水道広域化に取り組んでおり、本村においても計画に基づき、沖縄県企業局による施設整備が進められております。

これと並行して、村では管路の耐震化を図るため送配水管の布設工事を順次実施することとしておりますが、令和4年度において実施できなかった渡嘉志久地区の給水管布設工事につきましては実施できましたが、令和5年度実施予定分の阿波連地区の布設工事については、入札不調により実施できませんでした。

入札不調については、前年度に原因の究明及び対策を検討してまいります。

また、本年度より簡易水道事業は地方公営企業法が適用され公営企業会計に移行いたします。これにより資産を含む経営状況を比較可能な形で的確に把握できることとなりますので、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に取り組んでまいります。

(3) 下水道事業について

阿波連浄化センターについては、平成5年の供用開始から29年が経過し、施設や設備機器の老朽化が進み、維持管理に多額な経費の投入を余儀なくされているのが現状であります。

令和2年度のストックマネジメント計画に基づき、令和6年度は阿波連地区中継ポンプ現場制御盤改築更新工事及び上澄み水排出装置改築更新工事、上澄み水排出装置制御盤改築更新工事を計画しており、施設の適切な維持管理に努めてまいります。

また、本年度より簡易水道事業とともに下水道事業は地方公営企業法が適用され公営企業会計に移行いたします。これにより資産を含む経営状況を比較可能な形で的確に把握できることとなりますので、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に取り組んでまいります。

(4) 住宅整備について

公営住宅については、令和7年度に渡嘉敷区に2階建て4戸の建設に向け沖縄県と協議して参ります。なお、既存の公営住宅については、老朽化に伴う修繕には多額の費用を要しており計画的に修繕を行い快適な住居空間の確保に努めて参ります。

令和5年度は、令和4年度に完成した木造職員住宅の成果を踏まえ、「沖縄離島活性化推進事業費補助金」を活用した保育士等有資格者移住就労者用住宅の整備を進めているところです。また、文部科学省より村職員及び村商工会等各種団体職員が入居する物件を確保することが出来ました。今後も本村にとっては住宅不足が課題となっていることから新たな多用途住宅、移住定住促進住宅の建設に向け取り組んでまいります。

(5) 消防防災・救急救助対策等について

非常備消防の本村においては、地域における安心'と安全を守るため、消防防災業務や

救急救助業務全般を渡嘉敷村消防団が担っております。

これまで、災害時に備えた備蓄食料の確保や、消防自動車、救急車の配備、村内公共施設等へのAEDの設置及び避難道の整備等をはじめとした防災・救急対応整備について、一括交付金等を活用して、年次的に実施してまいりました。

更には地域防災計画の見直しにより、災害時の備蓄品や、AED、救助機材の整備を年次的に行ってきました。引き続き必要な物品の調達を進めていきます。

また、令和3年度に策定した「渡嘉敷村国土強朝化計画」に基づき、防災・減災に取り組んでまいります。

平成24年度に整備したデジタル化に対価した防災行政無線については、現状の多様化する情報伝達手段等に対応するため、令和5年度に防災体制強化事業を実施し機能強化、今年度はスピーカーや個別受信機の機能強化を図り防災体制の向上を図るとともに昨年度から取り組んでおります自主防災組織の設立にむけ取り組み、安心安全な村、災害に強い村づくりのため、村民の皆様のご協力を得ながら、消防防災・救急救助体制の整備に努めてまいります。

4. 産業の振興

(1) 観光産業の振興について

島への入域客数は、新型コロナウイルスの感染症法上の分類が令和5年5月に5類相当に引き下げられたことにより回復してきていると考えております。

村としては、現在策定中の「第2次渡嘉敷村観光振興計画」を基本として、アフターコロナを見据えた取り組みを行ってまいります。

観光産業のもつ流動的な特質から、安定的な集客を図るには、地域特性を生かした観光メニューの創出、国立公園等を活用した本村らしいブランドの構築等の差別化が必要であると考えます。

令和6年度においても、一括交付金を活用し商工会等と連携した新たな観光ニーズに対応するため、閑散期と言われている冬場の観光メニューの創出、SNSを活用した観光PR、受け入れ態勢の充実・強化を図ってまいります。

エコツーリズムの推進については、慶良間地域エコツーリズム推進全体構想の認定を受けて以降作業が停滞し、本格的な運用に至っていないことは周知のとおりであります。

平成26年度に座間味村と協働して、慶良間地域の「自然環境の保全」と「観光資源の活用」を盛り込んだ利用ルーツを策定しておりますが、それを運用するための関係条例制定作業が進んでいないことから、渡嘉敷・座間味両村のサンゴ保全利用部会の組織体制づくりに向けて、引き続き働きかけを行ってまいります。

本村を含む慶良間諸島が、国立公園の指定を受けたのは、陸域から海域にかけて、多様な生態系を有することが、高く評価されてのことです。

自然環境の保全と観光資源としての活用のバランスをとることについて、エコツーリズム

ム推進協議会の活動を促してまいります。

（２）農業の振興について

有機無農薬栽培を奨励するため、引き続き有機肥料購入費補助を継続してまいります。また、土地改良施設維持管理適正化事業費補助金や一括交付金を活用し土地改良実施農地周辺の環境整備行って参ります。

農産物による特産品開発に関しては、農産物加工施設や集出荷施設等を適正に管理し、活用していただけるよう努めてまいります。

今後も、村産業展示会や観光分野など異業種連携を推進し、農地を有効活用し農業所得向上に努めてまいります。

鳥獣被害対策については、防護柵や箱罾の設置を継続して実施し、狩猟免許所持者に協力を仰ぎ、外来イノシシの根絶に向けて取り組んでまいります。

また、現在環境省の交付金を活用して県が行う「指定管理鳥獣捕獲等事業」で、集中捕獲を実施しており令和6年度以降も協力して取り組んでまいります。

（３）水産業の振興について

阿波連漁港は、水産業にかかる作業の安全確保や、荒天時の漁船、漁具等の保全のほか、水産業において不可欠なインフラ施設であります。

総合的かつ計画的に取り組むべき施策として、漁港機能の保全対策の推進を位置づけるとともに、漁港施設の計画的な補修・改修を目標として掲げた「水産物供給基盤機能保全事業」を活用した水産基盤施設の維持管理・更新のため、平成29年度に策定した「漁港機能保全計画」をもとに、漁港内の浮棧橋の補修等を行います。

なお、阿波連漁港は、漁船数等の増加や船舶の大型化に伴い、漁港内が手狭になっている状況にあるため、漁港施設の管理を委託している渡嘉敷漁業協同組合と連携を密にし、漁港の設置目的に沿った有効活用を促してまいります。

今後は、老朽化した製氷施設や冷凍施設などの改修についても、早期に協議していきたいと考えております。

また、鮮魚等の海上輸送経費の支援を継続してまいります。

（４）林業の振興について

整備した林道については、付帯施設を含めた適正な維持管理を行い、造林事業や森林の持つ機能の有効的な利用を促進してまいります。

森林公園施設の維持管理については、これまで同様に指定管理者への委託を行い、適正な維持管理と利用率の向上を図ってまいります。

また、森林環境保全直接支援事業、いわゆる造林事業を継続して実施し、森林機能の維持、将来に向けた森林財産の整備に努めてまいります。

５．生活基盤の整備

（１）村道の整備について

平成19年度から継続中の、村道阿波連線改良事業については、令和5年度完了予定で取り組んでまいりましたが、入札不調により完了できませんでした。引き続き令和6年度の開通に向けて取り組んでまいります。

村道の維持管理については、環境協力税を活用した草刈等を計画的に実施し、景観の維持と災害の未然防止に努めてまいります。

(2) 港湾・河川・海岸について

渡嘉敷港湾内の静穏度対策については、沖縄県の調査検討結果の内容について様々な視点から検証を加えるよう沖縄県に要望を行っている状況であり、令和5年度も協議を行っておりますが、合意に至っておりません。今後も粘り強く協議を重ね、1日も早い渡嘉敷港湾整備に向け継続して進めてまいります。

渡嘉敷川については、沖縄県が自然災害防止事業として、河川改修工事を完了しておりますが、治水防災の観点から河床の土砂撤去、護岸の嵩上げ等を沖縄県に引き続き強く要望、働きかけを行ってまいります。

6. 教育行政について

「一人一人が多様な幸せ(well-being)を実現できる社会」としてSociety 5.0の実現を目指し、教育現場では「主体的・対話的で深い学び」による資質・能力の育成を図り、持続可能な社会の創り手となる人材育成に取り組んで参ります。

学習環境において、国が推進するGIGAスクール構想の実現に向けて引き続き取り組んでいくと共に、基礎学力の向上を推進するため、各種検定試験の実施、対外的なスポーツ大会や文化的事業への派遣など、離島の小規模、少人数学級にあっても教育の機会と、教育水準の向上を図るため、これらの事業を継続支援してまいります。

また、将来の関係人口の増加や児童・生徒数の維持にも繋がる民間事業者による「島体験留学」、大学等におけるインターンシップ研修についても、受け入れを拡大し、教職員の人材確保及び人口減少対策としての移住定住に向け積極的に取り組んでいくと同時に教育の質の向上等に繋げることができるよう支援してまいります。

高校を卒業し、大学・専門学校等への進学を望む村出身者に対する支援実現に向けては、離島・過疎地域振興に関する要望事項とし、村単独要望ではなく、南部離島7町村での共通の課題として引き続き沖縄県に要望して参ります。

社会教育においては、昨年5月に新型コロナウイルス感染症が5類に引き下げられたことにより、公民館や学校施設を活用した各種文化芸能サークルやスポーツサークル活動等、村民の学習活動を支援し、学習の成果をむらづくり・人づくりに活かすと共に持続可能な生涯学習社会の実現のために、渡嘉敷村文化祭の継続・発展と、国立沖縄青少年交流の家との連携強化を図ってまいります。

平和教育や文化財保護については、本村の貴重な歴史資産を後世へ伝承していけるようにするとともに、平和を守る活動を渡嘉敷島から発信できるよう取り組んでいくと同時に

「渡嘉敷村文化協会」の設立及び「民族資料館」の活用運営についても取り組んでまいります。

学校給食については、成長期にある園児や児童・生徒の健康の保持増進と、健全な発育に大きな役割を果たしていることから、栄養バランスのとれた、安心・安全な給食の提供と、施設管理や食中毒防止等、徹底した衛生管理に努め幼稚園の完全給食実施についても、引き続き実施に向けて取り組んで参ります。また、令和6年度より村単独にて給食費の無償化に取り組んで参りますが財源確保についても関係機関と協議の上取り組んで参ります。

教育行政は学校教育のみならず、教育の基本三本柱(学校教育・社会教育・家庭教育)の充実により幅広い年代層を対象とした多岐にわたる事業を展開していくことから、積極的な村民の参画と、学校、家庭、地域、行政の緊密な連携のもと、教育行政を推進してまいります。

7) 提出議案及び予算について

令和6年度の村政運営の基本的な考え方と、施策の概要について申し述べてまいりましたが、これを執行する令和6年度の各会計の予算については、本議会に提案しておりますとおり

一般会計において 17億7,009万7千円

特別会計においては 9億8,800万3千円

総額は、27億5,810万0千円となっております。

提案しております予算の執行に当たっては、「PDCAシート」等の活用反映及び変化する社会経済情勢や村民のニーズを捉えて的確に対応するとの基本的考え方により「最小の経費で最大の効果」を上げるという認識のもと、職員全体が改革意識を持ち、行財政の計画的かつ効率的な運営を図り、住民福祉と生活の向上にむけ、なお一層努力してまいり所存であります。

ここに、村議会をはじめ、村民の皆様の深いご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、令和6年度の施政方針と致します。

令和6年3月6日 渡嘉敷村長 新里武広

○ 當山清彦議長

これにて施政方針を終わります。

休憩します。

再開します。

日程第6、これより一般質問を行います。一般質問は申し合わせのとおり答弁を含めて60分以内とします。質問者、答弁者は簡潔にお願いします。

順次発言を許します。

はじめに、1番與那嶺雅晴議員の発言を許します。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

一般質問する前に、今日はとっても流れが悪いです。定刻の10時になっても議員が席に座れなかったという原因分かりますよね、副村長ね。書類の差し替えというのは今日分かったわけじゃないでしょ。事前に分かっているんだったら議長と協議して、何日か前に集まって差し替えするか、というのは私は今日慌ただしくて差し替えのページさえも分からない。観光課長においても説明も5分前に、誰も理解していないはずですよ。議会の日は今日と決まっているわけですから、皆さんの差し替えするのも今日分かっているわけじゃないはずですから、事前に分かっているならそれなりの対処の仕方があると思います。反省してください。

申告に基づいて5つ一般質問をします。まず最初に、防災問題についてでございます。避難訓練の必要性についてでございますけど、6年の元旦に能登の地震があって、誰もまさか正月にそういうことが発生するとは夢にも思わなかったことが現実的になっております。気象庁の話によると、今までの災害等、特に地震等に関しては冬場が一番多いというふうになってはいますけれど、今現在、うちの島で避難訓練は年に何回やって、何月にやっているのか。まずそれを質問したいと思います。

○ 新里武広村長

與那嶺議員の質問にお答えいたします。今、避難訓練におきましては年に1回、11月に行っております。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

これは村単独じゃなくして県からの要請によって各市町村義務づけられているからそれに従ってやっているだけですか。

○ 新里武広村長

県下一斉地震津波避難訓練ということで県が指導して行って、そこに渡嘉敷村が乗っかっているというかたちで、単独では行っていないのが現状でございます。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

村単独での必要性は感じていませんか。

○ 新里武広村長

県が行っている津波避難訓練を実施した中で不定期に実施したほうがいいのか、あるいは夜間の訓練も必要ではないかという意見が出ておりますので、今後は東日本、熊本、今年の能登半島地震等を反省して実施できるように計画を立てていく予定となっております。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

今ね村長、なんか夜間の訓練というのを、これは確かに何度か質問もありました。私も過去にやった経験があります。その時には皆さんの答えは、やっぱり夜間だと訓練がゆえに安全性が保てないということで夜間は実施していません。できるだけ回数を増やして防

災に対する認識を村民にしっかりと伝えたほうが私はいんじゃないかなと思います。

2番目の備蓄食料についてでございますけど、今これはどのようになっているかという質問ですけどね。今回もだいぶ予算計上されていますよね。これは食料だけに賞味期限といるのがあると思います。そこらへんの説明をちょっとお願いします。

○ 新垣聡総務課長

ただいまのご質問にお答えいたします。現在、避難所としております青少年交流の家、そして森林公園にコンテナを2基ずつ配置しております。現在、備蓄している食料の内容としては、粉末のクッキーとか保存用のレトルト食品、保存水、経口補水液などを備蓄しております。あと生活に必要なもの等ですね。ただいまのご質問は賞味期限についてということですが、だいたい7年程度の、物によってちょっと違うんですけども、賞味期限がありまして、今現在、近いのが保存水ですかね、が今年の12月に切れる予定というふうになっています。これまで賞味期限がきた食品に関しては廃棄で処分していたのが多くて、なかなか実用的に活用されていなかったという経緯がありますので、今後、ほかに何か使い方がないかを研究しながら、賞味期限に対応していきたいというふうに考えております。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

今ね課長、確かに期限が切れたら廃棄せざるを得ないですよ。私ある市町村に問い合わせさせて聞いてみたらね、避難訓練のときに実際にその食料を食べるらしい。実際こういうものがありますよと。こういうのを備蓄していますよと。ほとんどの村民もそうではずだけれど何が備蓄されているかも分からないはずですよ。これやっぱし今確かに課長がおっしゃったとおり商品によっては期限が違ってくるのもあるはずですけど、方法としては一番これですよ、実際食べてもらうと。避難訓練だというとみんなほとんど車でパーッと行って、ハイ解除しました降りてくださいでしょう。そうじゃなくて実際そこで何時間か避難して、その備蓄食料を試食するという体験をするというのまで各市町村やっていると話を聞いています。ぜひうちのほうも廃棄するんじゃなくして、そういうふうな活用方法もありますので参考にしてください。

次いきます。とかしきマラソンについてでございます。コロナで、これは渡嘉敷村だけじゃなくしていろんなイベントを持っている市町村は2年から3年かけて実施していないというのがありまして、今回、渡嘉敷村もプレですかね、でもって一応やろうという、その意気込みは私は評価しますが、書いてあるとおり自衛隊の協力がないと運営できないのかというのが、これ凶星ですけど、村長できないですか。

○ 新里武広村長

與那嶺議員の質問にお答えいたします。今回のとかしきマラソンの開催につきましては4年ぶりの開催になり、島内ボランティアの方の減少や経験不足等不安があり、実施種目の変更等を行いプレ大会として開催しております。

そのような状況の中、11月に陸上自衛隊那覇駐屯地第51普通科連隊の方から村長の表敬

訪問を受けております。その時の意見交換として、自衛隊さんが民生支援、防災訓練等をやられているよということのお話がありました。その中で自治体行事等支援について、とかしきマラソンについての意見交換もできましたので、現在ボランティアを募集していますというお話をしましたところ、自衛隊さんのほうから、ぜひ自衛隊も協力させてくださいというお話がありましたので、マラソンの協力を事務局のほうから協力要請をしております。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

今までは自衛隊のボランティアを仰がなくても可能だったと。なおかつ競技も5km、10kmと競技の数も多かっただけに、今回は3kmとハーフの中で自衛隊の協力を仰いだと。これ村民からいろいろあってね、このボランティアだけが目的で来ているのかといういろんな噂等があってですね、別の目的もあって来たんじゃないかということもあって、私はこれ一般質問していますけれどね。

来てくれるのはありがたいけれどね、あの迷彩服でどうもマラソンという平和を象徴するような競技には相応しくないなど。来てくれるんだったらジャージか何かで来てくれたらありがたいと思うけど、あれちょっとインパクト強すぎるんじゃないかなというのが私の個人的な考えでもあるし、また村民からは別な目的があって来てるんじゃないかというのもあります。そこらへん私そんなにボランティアも必要なのかなと。渡嘉敷のマラソンというのはお水なんか手渡ししていますよね。あれ本当は違反、手渡ししちゃいけないんですよ。全部テーブルに置いて各自で取ることになっているんですよ。本来のスポーツの競技としてはね。あれは手渡しは禁止です本当は。手渡しするがゆえにそれだけの人数が必要なんです。村長の考えとしては今からもずっと自衛隊に協力を仰ぐ予定ですか。

○ 新里武広村長

自衛隊の皆さんにはですね、水渡しといたしますかね、給水の部分だけではなくて、メイン海上の設営や撤収、あるいはマラソンコース等の運営補助、ランナーあるいは事務局等が安心・安全でこの大会できちんと終わるような支援をしていただくということで、中には救護隊が入っていたりとか、そういった方々が揃ってきて20名余り来ておりますので、今後とも要請というか協力していただけるようであれば継続してまいりたいと思います。

服装につきましては、今回は事務局のほうでちょっと準備ができてなくて、今議員がおっしゃったとおりちょっと威圧感を感じたところもあったかと思いますが、今後はきちんと我々スタッフもユニフォーム等ももらっておりませんでした今回。それも一つ今回の反省として思っておりますので、次回からはジャージとはいいませんけど、自衛隊の皆さんにもきちんとマラソンに見合った服装を渡して協力してもらえればというふうに思っております。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

誤解のないように言っておくけどね村長、これ私の意見じゃないんですよ。村民から、

別の目的があつて来てるんじゃないかという、そういう誤解が発生していますので、今の村長の答弁でね、私、議会だよりにこれ提示しようかなと思っていますので、それでもって村民が納得、理解するんでしたら私は個人的には構いません。今おっしゃるようにテント設営とかそういうのは彼らは得意な分野はずだからスムーズにできると思いますけれど。今村長がおっしゃったように大会する度に協力を仰ぐというかたちでいいですかね。

○ 新里武広村長

これはですね、とかしきマラソンだけに限らず、県内離島等で行われているマラソン大会においても自衛隊の皆さまの協力、民間支援というかたちでされているということもお互い首長同士の情報交換もしておりますので、誤解がないように対応してまいりたいと思います。

特に自衛隊の活動については、緊急患者の空輸や災害救助などで大きく貢献していると。県民の生活を守るという観点からは、地域、自治体との連携は必要とする組織だと私は考えております。ただ、昨今の自衛隊の活動については、急激な配備の拡張等がありますので、そのへんは周辺地域の緊張を高めることも考えられるということもあるので、民間支援、あるいは防災訓練支援等によって自治体との連携の必要性を村民に理解してもらおうというのも大切なことではないかなというふうに理解しております。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

今村長がおっしゃったとおり今自衛隊問題であちこちで話題になっているだけに、村民もやっぱりそういった緊張感といいますかね、危機感みたいなものを感じてこういった質問をしてくれということじゃなかったかなと私も思っていますので、100%とは言わないけれど、今の村長の答弁で村民もある程度理解していただけるもんじゃないかなと確信しております。

②はさっきの村長の説明等で理解したのでこれは飛ばします。

3番、水問題についてです。沖縄県自体がこの時期でこんなに水問題において危機感を抱いたというのは稀でございます。沖縄本島が水不足というのは渡嘉敷も同じようなものです。特別に渡嘉敷だけ多く雨が降っているわけじゃありません。昨日の雨で少しは回復したというテレビでの放送もありましたけどね、だけど今年の梅雨もそんなに雨が降らないんじゃないかと。それはなぜかと、温暖化で梅雨時期に雨が降らない、台風も少なくなるというのを、去年あたりも台風6号以外は雨らしい雨をもってきた台風はきていません。

それをおいてですね、貯水池が必要じゃないかというふうに書いていますけどね、土地改良で貯水池が3カ所ありますよね。それはあくまでも農業用水があつて、飲料水のために造った池じゃありません。ですけど、これは議会の省略も得て、どうしても水不足だからそれを利用させてくれということで、それを我々も了解して飲料水もそんなに不自由なくやってこれたんじゃないかなと思っています。

だけど今年みたいに、この冬場から水不足の問題が発生すると、これから先本当に夏に

なるともっと大変な水問題が発生するんじゃないかなと思ってですね。この貯水池を造ったらどうかというのは、昔水田だった所が原野になっております。これは土地改良の問題等もあるのも承知の上で一般質問していますけどね、もう一つ池を造っていたらとても安心じゃないかなという考えをしています。これはすぐ、はい来年どうですかという問題じゃなくして、これから先、実際水問題がきたときに備えるためにも必要じゃないかなと。それによってあそこの景観もまた一層解決策が見いだせるんじゃないかと思っていますけれど、それに関しては村長はどう思いますか。

○ 新里武広村長

與那嶺議員がおっしゃるとおり水不足というのは、コロナが少し明けて観光客も多くこれからは訪れるということでもちょっと懸念しているところではあります。今現在、沖縄県のほうでそういった施設の整備をしておりますので、その動向を見ながら少し検討していければなというふうに思っております。詳細については課長のほうから話してもらいます。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

あのね村長、今確かに立派な施設を整備中でありますよね。でもその立派な施設を造ったってね、原水がなかったら駄目じゃないですか。私が言っているのは原水を溜める池を造ったらどうかということです。それをお尋ねします。

○ 新里武広村長

それもですね、実際企業局が水道水についてはまだ運営しておりませんので、その状況を見ながら判断してまいりたいと思っております。與那嶺議員が提案されていることについては私もそのように感じております。ただ、すぐ造るとなるとそれだけ予算もかかりますので、それもきちんと状況判断した上で結論は出していきたいというふうに思っております。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

ですから村長、私はどう思いますかという質問をしているんですよね。今の答弁は良かったですよ。そういうふうに思いますというのは。私もさっきから言っているようにこれすぐできるわけじゃないですよ、土地改良も絡んでいるものだから。だけど事前に計画しておかないとそういうのってできないじゃないですか。今の答弁でよろしいです。課長の補足は要りません。

次いきます。村営アパートについてでございます。これはもう何十回も一般質問をしてきました。今回は悩みに悩んで、やるかなやらないかなという思いでやっています。今度なんでここに書いたかということですね、これは個人的な話になるけれど、村長から今年是可以るかもしれんよという話を聞いたので、私はここに書いてきました。今まで土地は見つかったけどということで4名の村長が一度もそれに着手することができなかった。いつも入札が流れてというのが言い訳の一つだったけれど。今日の施政方針を見たら、7年度にはというとても前向きな数字が具体的に上がっております。私今日の施政方針を見なか

ったら、もう土地を返したほうがいいんじゃないかとまで言おうかなと思ったんですけど、展望のほうはどんなですかね、村長。

○ 新里武広村長

これまでの歴代の村長も公営住宅の建築に向けては一生懸命努力をなさっております。その中でもこれは平成27年、28年あたりにそういった公営住宅を今借りている土地に4世帯分造るということで進めてまいりましたが、入札不調等、あるいは建築にかかる費用等とのかい離が大きくなりましたので、なかなか前に進めることができませんでした。それからすると沖縄県のほうとしても順番がありますので、令和7年度を目処に渡嘉敷村としては建築のほうを進めていけますというふうな協議ができておりますので、ぜひ今年度県ともっと細かく調整した上で令和7年度に着手できればなというふうに計画を立てているところでございます。

ただ、これまで私たちが望んでいたのはRC方式でずっと進めてきておりました。RC方式で設計のほうも進めておりました。これがRC方式で厳しければ当然今私たちが取り組んでおります木造住宅というのも一つの手だと思っておりますので、木造住宅で沖縄県が認めることになればRCを木造に変更しての建築も一つの手ではないだろうかというふうに思っております。新年度におきましてはきちんとその要求をしてまいりたいと思えます。ただ、歴代の4人の村長も頑張っておられましたけれど、その間その土地は借りている状態ですので、早めに着手できるように頑張っていきたいというふうに思っております。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

あのね、村長、6年度もまだスタートを切っていないわけですよ。7年度となったら村長のこの施政方針を見たら、県と協議してというけれど、建設業界の流れといいますかね、人件費の高騰、資材の高騰、今までよりちょっとだけ色気付けて予算を上げるようでは駄目ですよ。思い切った予算の上げ方をしないと、また同じことになりますよ。これ間違っても業者のせいにしたら駄目ですよ。物が建たないのは皆さんの努力が足りないということをもう少し認識してくださいよ。いつも不調だ不調だばかり言って業者のせいにするようでは前に進みませんよ、物事は。

そしてね、確か今村長がおっしゃったようにRCはコスト高いです。特に渡嘉敷は離島が故に、これ業者に対してのクレームじゃないけど、生コンも本島より倍近くします。RCというのは私もあまり相応しくないなと。だからといって木造の2階建ては今度は何があるかといったらやっぱり耐久性に対してちょっと自信がない。島に今までそういう木造の2階というのがないだけにね、それもちょっとスムーズに賛成できない部分があります。でもRCと木造の間にもう一つありますよ。専門的なことなので後で教えますけどね。その方法でしたら十分いけるんじゃないかなと。これは別に県がRCじゃないといけないというふうには決めていないでしょ。

○ 新里武広村長

沖縄県におきましては、木造住宅というのがまだないようです。これまで私も担当しておりましたけれど基本的にはまずRC、あとプレキャスト、PC法等があって二ついろいろ調整してまいりましたけれど、いずれも厳しかったです。そこで第三の案としては木造ということでございましたので、木造のほうでの建築を沖縄県と少し協議ができればなどというふうに思っているところです。

あと、業者と実際積算等のかい離がだいぶあります。そのへんを上乗せして造るというのは可能かもしれませんが、村の財政状況を見据えた上でそれはきちんと慎重に判断していきたいというふうに思っております

○ 1番 與那嶺雅晴議員

村長どうですか、任期中に絶対これは頑張ってみるといふ強い意志はないですか。

○ 新里武広村長

やっぱり渡嘉敷村の課題として人口減少、移住定住者用住宅というのはどうしても必要になってくるかと思えます。住宅の問題についてはですね全力をあげて、沖縄県の一括交付金だけではなくて、他の補助金等があればそのへんもいろいろ勉強をしてぜひ移住・定住促進に向けて努力してまいりたいというふうに思っております。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

たいへん期待しておりますので頑張ってください。

次、行政運営についてでございます。今年は特に何に重点をおいて村を運営しますかということですがけれどもね、これも迷いました、出すか出さないか。これね村長、今日あなたが読み上げた施政方針を読んでいたら、これ一般質問やる必要ないですよ。なんで施政方針15分前に渡されるの？ 読む時間もなかったよ今日は。分からないからこんな質問を書くわけですよ。読んでいたらそれなりの方針というのはあるわけでしょう。なんで15分前にこれ渡されないといかんの。それとも早く渡したらそれから一般質問をされたら困るのでぎりぎりに出すの、村長。はっきり言ってもう一度言いますよ。村長の施政方針が予算書と一緒に渡されたら、こんな一般質問しませんよ、私は。これ読めば分かるんだから、何を重点においているかなど。これ村長、予算書にはいろいろ数字の絡みがあるからぎりぎりというのも分かるけど、方針というのは村長の心ひとつですよ。なんでこんなぎりぎりなのか説明してください。

○ 新里武広村長

施政方針につきましては、予算編成のときから既に作成業務が始まっております。配布については、議案送付で送ってないのはあくまで議案送付は議案ですということもありません。これまで前もって配布していたかと思えますけれど、事務局等と相談して当日でもいいですということでしたので、当日配布しております。届けたのは昨日届けてあります。本来ですと議員協議会等が行われていたかと思えますけど、今回それもないですよということでしたので、ちょっと遅れたというか、予定どおり配布したということです。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

村長駄目ですよ、事務局のせいにしたら。あんたのほうで早く渡してくださいでいいじゃないですか。協議会ないと言ってたけれどありましたよ。もう一回聞きます。これ休憩かけます。議長、休憩。

○ 當山清彦議長

休憩します。

再開します。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

これ以上なんやかんや言ったら血圧が上がるので少しは抑えますけどね、冒頭に言ったように今日は本当に流れが悪い。村長の施政方針にしても15ページ、ライン引きながら一生懸命聞いているけどね、なんか15ページの文章を作ったに過ぎないような感じもしよった。それは何かといったら、早く議員に配って、自分の施政を一日も早くという気持ちが表れてないような感じがしてね、私はちょっと納得ができないところもありながら、耳を押さえながらも聞いているところがありました。今後も村長、15分前に施政方針を渡す予定ですか。

○ 新里武広村長

今回は反省して、事前にお渡ししたいというふうに思っております。たいへん申し訳ありませんでした。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

反省という言葉がありましたので、体の一部じゃなくして体全体で反省して、来年の施政方針は心のこもった施政方針になるよう期待して私の一般質問を終わります。

○ 當山清彦議長

これで1番與那嶺雅晴議員の一般質問を終わります。

休憩します。

再開します。

次に、2番座間味満議員の発言を許します。

○ 2番 座間味満議員

私が言おうとしていることを與那嶺議員がだいぶ文句も言ったみたいで、私が言うのはないですけど。それでは一般質問通告書のとおり一般質問をさせていただきます。まず1番ですね、代船運航についてなんですけど、今回、フェリーとかしきがドックの時に代船としてフェリー栗国が運航して村としてはとても助かっていますが、フェリーごまみの代船運航はできないのか、そのへん村長にお伺いします。

○ 新里武広村長

座間味議員の質問にお答えいたします。これまでフェリーごまみ3が就航して以来、座間味のフェリーがこちらに来ることはありませんでした。そのために栗国のフェリーがず

っと来ている状況でございます。今回特に粟国のフェリーが来る間隔が広がったということもありましたので、事前に座間味の村長とは、この質問が上がってくる前に調整して、ぜひ次年度はフェリーざまみの就航をお願いしたいというふうな要請は既にしております。ですので今私と座間味の村長はお話終わって、今事務方のレベルのほうで調整をしているところでございます。

理想といたしましては、フェリーがドックの期間中、フェリー粟国は4回来ております。私の理想としては、5回ないし6回代船運航ができないかということもありましたので、それぞれフェリー粟国が3回、ざまみが3回もしくは2回来ることで3日に1回代船が来る、それは村民にとってとてもいいことだというふうに考えてますので、事前に調整は投げかけているところです。来年のフェリーとかしきがドックの期間中にぜひざまみが就航してくれるように強く要請しております。

○ 2番 座間味満議員

村長のただいまの答弁によりますと、確かに2番も含めて一緒の答弁だったんですが、座間味のフェリーが来られないという理由は、左舷側にエレベーターがあるから着けられないということが理由付けだと聞いています。だけどずっと停泊しなくても一時的に荷物を下ろして日帰りで帰ってもいいじゃないかと。3月というのは要するに公共工事の後期に入って業者も非常に大変だと思うんですよ。そしてフェリー粟国が週に1回ということはお店としては非常に困ったということですので、村長ぜひ、村長からのただいまの答弁がありましたとおり、週に1回じゃなくてフェリー粟国3回、ざまみ3回っておっしゃってましたよね。確かに村長3名交えて一番不利なのが渡嘉敷ですよ。座間味も行って粟国も行って、これだけ貢献しているのに、お互いに持ちつ持たれつじゃないですか。そのへんよく考えてですね、もう一度三村長で協議しながら来年いい方向にもっていきけるようにひとつ努力してもらいたいと思いますので。これまた来年おそらくやらなかったらまた同じ質問をしますよ。ちゃんと肝に銘じて頑張ってもらいたいと思います。

続きまして、2番、とかしきマラソンについてなんですが、先ほど與那嶺雅晴議員からも話があったように私も自衛隊のことを出そうかなと思ったんですが、一応削除して今回出さなかったんですが、今回で、通告書にも書いてあるとおり5kmと10kmがなくなったのはどうしてなくしたのか、そのへんお伺いします。

○ 小嶺国土観光産業課長

ご質問にお答えします。先ほど與那嶺議員のときの答弁にもありましたが、今回のマラソンは4年ぶりの開催となって、ボランティアの確保や各部での業務経験不足など不安材料が開催前にありました。5km、10kmの開催を見送った理由といたしましては、見送ることにより経験が不足しているボランティアの方々がある程度余裕をもって業務の実施を可能になると判断したため、マラソン実行委員会で協議して決定しているという流れになります。今回のマラソン大会は通常実施に向けたプレ大会としても考えておりますので、

実施いたしましたので、今回の経験を次回に反映させていきたいと考えております。

○ 2番 座間味満議員

ただいまの答弁は、私が言っているのにちょっと正しい答弁じゃないと思うんです。ただ言い訳じゃないかと私は理解しているんですが、確かにボランティアは先ほどの村長の答弁によりますと足りていたと、自衛隊が来たお陰で足りていたということですので、4年ぶりに開催したわけなんですけど5km、10kmを省くというのは、おそらく4年前の半分しか来ていないと思うんですよ。フェリーも2便出して、高速艇も3便出して同じような運航をしているわけなんですよね4年前と。これは一つの観光誘致でもあるわけですから、先ほどの答弁によると私はちょっと逃げているとしかおもっていません。

次回ですね、これは4年ぶりにということでプレ大会ということなんですけど、ぜひ元に戻して、前回ですか前村長のときに、前は寄付金をもらって運営していたわけなんですよ。私のほうで一括交付金を利用したらどうかと言ったら前村長は、一括交付金は継続事業にはつかえないと、新規事業にしかつかえないという答弁があったんです。今現在、実際とかしきマラソン、そしてとかしきまつり、一括交付金でやっているわけですよ。今回一括交付金で県が11、市町村が9というふうな割合があると思いますので、おそらくこれ事業計画を立てて内閣府と調整しながらやればもっと予算が取れる可能性もあるんじゃないかと思しますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。次回、来年5km、10kmも入れて4種目できるようにひとつ頑張ってくださいと思います。

それでは、3番、待機児童についてなんですけど、前回の一般質問に続き継続なんですけど、待機児童が前回の12月の定例会で質問したときには、待機児童が一人いらっしやったということで、私のほうから村長に確認したところ保育士が足りないと。応募については大学なり卒業する新規採用で公募したらどうかというふうなお伺いを立てたんですけど、実際にこれやったのか。そして次年度、こちらに書いてある村長の施政方針に先ほど報告してもらったんですけど、人財育成のための奨学金制度について調査研究費、安心・安全な子育てができる保育の場を提供できるよう取り組んでいくと。これはおそらく次年度待機児童ゼロにするという考えでの施政方針だと私は思っておりますので、前回に引き続き応募した、そろそろ卒業式のシーズンに入ってくるわけなんですけど、新規採用できる可能性があるのかないのか、そのへんをお伺いします。

○ 新垣立德民生課長

ご質問にお答えします。次年度令和6年4月からの保育所の待機児童は出ておりません。2歳児、1歳児とも7名のお子さんの申請がありましたが、保育士を2名、クラスに入れることにより解消されています。0歳児の最初の入所の申し込みが秋頃にあると思われますので、そこに充てる保育士が今現在は不足している状態です。なので今年度と同様随時募集していき、0歳児の受け入れに備えていきたいと思っております。

また、募集についても前回答弁したハローワーク等人材派遣会社への募集、また、その

ほかに沖縄県保育士保育所総合支援センターと幅広く行っていきたいと思います。また、座間味議員が前回おっしゃっていた支度金の制度についてですが、こちらはおそらく県補助金の保育士誘致支援事業関係かと思いますが、こちらの補助金に関しては公立保育所は対象外となっておりますので、公立保育所につかえる補助金を今後調べていき活用していきたいと思います。

○ 2番 座間味満議員

民生課長、ただいまの答弁によりますと、私が言ったのは産業支援センターのことですよ。それ以外に関しては市町村にはできないと、私立だけしかできないという答弁だったですよ、前回のときに。これ実際、今の答弁によりますと、と思いますということなんですけど、実際本当に確認したのか。もう遅いですよ、新年度も始まりますよ。そのへん出したのか、ただ思ってるだけなのか、そのへんお伺いします。

○ 新里武広村長

現在の状況についてはですね、総務課のほうで担当しておりますので。失礼しました、補助金はまだ申請していないということですね。

○ 當山清彦議長

休憩します。

再開します。

○ 2番 座間味満議員

じゃあですね、これは私の勘違いもあったかもしれませんが、奨学金制度について、村長の施政方針にありますように、これは一般持ち出しなのか、それとも一括交付金等の他の交付金で利用してできるのか。そのへんの中身というのをちょっと教えていただけますか。

○ 新里武広村長

企業版ふるさと納税というのを先ほどお話しました。それは人口減少とかそういった地域創生に充てられるということもありましたので、企業版のふるさと納税がつかえないのかというふうに思っております。

○ 2番 座間味満議員

ふるさと創生費用がつかえるか、まだ調べてもないわけですよ。だから項目にあってもちゃんとつかえるかつかえないのか。そして早めに、4月になったらまた採用しないといけないわけですよ。このへん早めに対応するようにひとつ心がけてもらいたいと思いますので、また次言わされないようお願いしたいと思います。

そしてまた、次年度0歳児というのは予定として何名ぐらい入ってくる予定なんですか。民生課長お願いします。

○ 新垣立德民生課長

来年度の0歳児なんですけれども、今年度3月までに出生された児童数が3名おります

ので、3名の今のところ予定があると考えております。

○ 2番 座間味満議員

3名予定者がいらっしゃるということで、これは十分対応できると理解していいんですか。お願いします。

○ 新垣聡総務課長

今の保育士の応募状況について私のほうから答弁させていただきたいと思います。令和6年度に向けて会計年度任用職員の募集をしたところ1名ただいま保育士の応募がありません。県外の方なのでこれからウェブ等を使っての面接をして内定、採用という流れになっていくんですけども、このままスムーズにいけば4月から1名の保育士が補充できるというふうに考えておりますので、0歳児が入ってくる秋頃には十分間に合いますので対応は可能かと考えます。

○ 2番 座間味満議員

じゃあ1名採用すれば十分対応できるということですよ。ひとつ頑張って、お母さん方の気持ちをご理解していただくように行政として頑張りたいと思います。

最後に、村道阿波連線の改良工事についてなんですが、その後の進捗状況をお伺いします。

○ 小嶺国土観光産業課長

ご質問にお答えします。村道阿波連線道路改良工事につきましては、これまで入札不調の原因と思われる標準設計と入札額のかい離を解消するため、7月に参考見積もりを徴し、その額を反映させた設計書を作成し、10月に入札を実施いたしました。しかしながら、指名10社中9社の辞退により不調となっております。再入札を検討しましたが、工期確保が難しいことから今年度実施を見送り、令和6年度実施としております。令和6年度は早期に入札事務を行い発注ができるよう努力いたします。

○ 2番 座間味満議員

今の答弁についてなんですが、村長の施政方針にもありますように令和6年度の開通に向けて取り組んでまいりますというふうな施政方針ですので、ぜひ頑張って、もう不調5年ぐらい続いているんじゃないですか。だったらもう、今あそこだったら乗用車は通ると思うんです。トンブロック除けて、普通乗用車だけ通すか。アスファルトでも5年経っていたらずっと使っていなかったら、おそらく亀裂が入ってくると思うんですよ。車を通すことによってアスファルトというのは固められていくわけですから、今の調子になると完成するまでにまた修理に入ってくるという可能性も十分に考えられますので、施政方針のとおり次年度ぜひ開通できるようにですね。

それと、先ほど課長からも話があったように去年の7月に設計について何業者かにお願いをしたと。ということは従来の設計で不調に終わったわけですから、今度私が思っていたとおり、課長はそのへん今私が思っていたとおり答弁してくれたんですけど、設計の変

更は十分にありますか。

○ 小嶺国土観光産業課長

現時点におきましては、7月に参考見積もりを徴して、実際の標準設計額とのかい離がどのくらいなのかに関しては認識できているという状態になります。今はその三回の設計書で、今後令和6年度になりますとまた年度頭に単価の変更が出るはずですから標準設計のほうで、そちらのほうを早急に実施して、現時点ではそれほど入札価格との差が出るとは考えていないので、早めに入札作業を行いたいという認識でいるということです。

○ 2番 座間味満議員

コンサルは今年も一緒ですか。

○ 小嶺国土観光産業課長

コンサルさんの変更は行っておりません。

○ 2番 座間味満議員

コンサルの変更は行ってないということで、先ほど単価について課長から話があったとおり3月と9月に県の単価は改正されますよね。同じような設計では絶対落ちないと思うんですよ。これ新年度予算はまだ私目を通していないんですが、同じような予算だったら絶対また落ちないと思うんですよ。だからこのへんも加味してよく考えて、村長はじめ施政方針どおり6年度に開通できるように取り組んでいただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。答弁ありがとうございました。

○ 當山清彦議長

これで2番座間味満議員の一般質問を終わります。

休憩します。

再開します。

次に、3番玉城保弘議員の発言を許します。

○ 3番 玉城保弘議員

それでは通告書に従い質問をいたします。港湾整備についてを3件あげております。港湾整備、私が記憶する限り10年以上この問題を抱えていると思っております。そして村長の就任当時の公約にもありましたので、12月定例ですかね、一史議員のほうからこの件を一般質問し、港湾課との協議を進めていくというふうに聞いております。

先ほど施政方針の中で、令和5年度は合意を得られなかったということもありましたけれども、村民のほうから、まず、最近2月8日から22日ですかね、フェリーがドックして粟国が代船で来た。この中でも2回繰上出港が起きているんですね。なぜあの程度で繰り上げするんだと、村民からもちょっと不思議がっている声も聞こえました。我々に聞かれても返答ができないと、今の現状どうなっているかですね。まず村長、港湾課と今どのくらい進んでいるのか進捗状況を伺います。

○ 新里武広村長

玉城議員の質問にお答えいたします。港湾課との協議なんですけど、昨年の12月23日に南部土木事務所において担当課のほうで協議を行っております。その際には県の港湾課と管轄であります南部土木事務所の担当の方といろいろお話されております。その際に沖縄県が現在提示している整備計画での波除堤の高さについてもう少し低くできないかということを検討していただくよう、これは一史議員からも質問にありましたが、その時からずっと調整しておりました。もう少し低くできないかということで検討していただくようずっと要望しておりましたけれど、その後また今年に入って令和6年の1月18日に実施された令和5年度港湾整備に係る市町村ヒヤリングの際に進捗を確認しましたが、まだ回答ができないとのことでございました。

この件については、担当課が行く前に沖縄県土木建築部の下地参事官と私直接お話しさせてもらったのが1月11日でした。その時もヒヤリングにおいていろいろ調整はしてまいりますという回答ではありましたけれど、まだ進捗状況としては進んでいないという状況でございます。

○ 3番 玉城保弘議員

まだ合意を得ていないということですのでけれども、1年前12月で、その時に村民にもヒヤリングを行ったと、説明会を行ったと。その際に4つの案という言葉が出てきたんですね。今、村長はどの方向で、この4つの案の中でどの方向で進んでいるのか。ちょっとこの4つも含めて大まかで結構です。今、村長としては県が示している案で進めているということですか。それとも別案をお願いして、それを少し細かくお聞きしたいんです。

○ 新里武広村長

沖縄県が進めているのは南防波堤と沖防波堤の間に波除堤を造るとというのが沖縄県の勧めでございました。これは何に基づいているかと申しますと、静穏度調査がされております。その時の100に近い数字からすると、その中間に造る波除堤の場合のほうが率的には静穏度は維持されるということでもございました。

しかし、船舶、例えば、うちのフェリーは499でございますけど、粟国の場合はそれよりも100t以上大きいと。粟国の船長にも確認したら、そこに波除堤ができることによって入港が厳しくなりますというお話もありましたので、そのへんを沖縄県のほうにはお話しして、先ほど玉城議員がおっしゃっていました4つの案の中から、船が入港しやすい出港しやすいのと、静穏度が保てるものと、あと昨今の台風災害等を考慮したかたちの港湾整備をお願いしました。

私の考えているのは、一文字と南防波堤の間に造る高さ8mの波除堤よりは内側のほう、例えば北防波堤であれば、昔の北防波堤の少し残っていますよね、それから延長して、あるいは南からも少し延長して間口を狭めてくれないか。これの調査をしていただだけませんかということで要望はしております。それを踏まえてある程度静穏度が保てるようであればそれで住民にも説明していきたいなというふうに進めているところでございます。

○ 3番 玉城保弘議員

これ4つの案があったということも聞いております。先ほど、この件は約10年前ぐらいから、前々村長の時代からどういった対策があるのかということもかなり議論されたことだと思います。その際に南側に新たにバースを造るという、そういうことも確か上がっていたと思います。静穏度調査も終わっているわけですから、後はどんな方法があるのかということですが、なかなか決まらない。10年も経過しているということで、やはり村民もしびれを切らしている状況です。今後もこういううねり等で欠航が続くのであれば、本当にもう緊急性を要することですので、ぜひ県のほうとも多く協議をしていただきたいなと思います。

同じくこれも県の港湾課とのことになるかと思いますが。マリナーライナーのポンツーン、屋根もそうですけど、これまでかなり長い間修繕の依頼をしているけれど、進まないという現状が続いています。村長、ポンツーンと屋根修繕についての進捗状況を伺います。

○ 新里武広村長

玉城議員の質問にお答えいたします。マリナーライナーポンツーン、屋根の進捗状況につきましては、これまで何度か入札されたということではございますが、全部不調になっているということがございます。この件につきましても今年に入って1月18日の港湾整備に係る市町村ヒヤリングの際にもお願いしたところでございます。補修工事、私のほうからも直接担当課、港湾課長等を含めお願いしているところは、ポンツーンにつきましては屋根が落ちてくるんだと、どうにか撤去はしてくれないかと、屋根の部分だけでも、それをずっとお願いしているところではございますが、なかなか進まないということが現状でございます。

しかしながら、住民はもちろん観光客の安心・安全を保つためにはこれ強く言っていかなければいけないと。場合によっては港湾課長のほうにはポンツーン使わないと、一般のフェリーが使っている桟橋しか使えませんよという話までは出させてもらっております。このへんを踏まえて早急に令和6年度は対応していただくように強く要望していきたいというふうに思っております。本当に住民、観光客にはたいへん不安な思いをさせて申し訳ないと思っております。

○ 3番 玉城保弘議員

このこともなかなか前に進まない状況が続いております。先ほど村長も申したように危険度がすごいですね、本当に危険な状態。次の台風ではかなりやられるんだろうと思うぐらいの緊急性を要する修繕だと思っております。因みに、隣村座間味村を見た場合、錆びないように上からコーティングするようなこともやられていますし、次、取り組むときに実際そういったことも錆びないようにするための、ああいった方法もぜひ提案していただけたらなと思っております。村長、見られたことありますか。ぜひそういった案も出しながら交渉を進めていただきたいなということです。

またこれも港湾に関係することになります3番です。ターミナルの赤瓦がかなり破損をし危険な状態です。これいつ頃修繕を行うか、県と話し合いをもたれているのかということです。まず進捗をお伺いします。

○ 新里武広村長

ターミナルの瓦についても先ほど申し上げましたとおりポンツウの屋根の工事といっしょに沖縄県は予定をしているということでございました。よってポンツウの工事が不調に終わっている中、このターミナルの瓦についても現在のところまでできていないという状況がありました。役場内でいろいろこの件についてお話したところ、やはり危険な瓦がいくつか落ちようとしているものをそのままにしておくのはたいへん危険だということで、村で独自で対策を考えようということで今進めているところでございます。沖縄県はなかなかポンツウ等の絡みで手を付けられないという回答でしたので、自らで落ちそうな瓦を撤去する方向で今進めているところでございます。

○ 3番 玉城保弘議員

このことも申し上げようと思っていたわけですが、今下のほうに危険だということで落下物注意ということでロープを張っています。村長が今おっしゃるとおりもう落ちそうな瓦もあるのになぜ撤去しないのかすごい不思議だったわけですね。そういう撤去も県のほうがやっちはいけないということなのかなということでお聞きしようと思っていたら、撤去をします。これ長いですよ村長、この状態。私は常時見ながら、落下物注意よりも早く取り除いたほうがいいわけですが、ぜひ早めのできるのであれば撤去していただきたいと思います。

少しこの港湾整備について3件をまとめます。申し上げたかったことは、やはり県港湾課にどれだけ数多く足を運ぶか、もうこれに尽きると思います村長、どれだけ通うか。もちろん担当課長も行きますけれど、やはり最終的には村長がどれだけ足を運ぶかによって実現が早くなるもんだと思っております。行く度に急いでくれというだけではなかなか説得力がありませんので、例えば船舶課には静穏度調査を行った後の結果というのは知らないわけですよ、港湾課は、後とといいますか、後半の分は、例えば令和5年とか。そういったこれも船舶のほうで常時欠航率、どういった状態で欠航したというデータがあるわけですから、例えば3カ月分持って、こういう理由で欠航したんだというのをいろんなネタを持って、会う機会をどんどん増やしていただいて、3カ月に1回最低でもお会いして、3カ月のデータを持って、これだけ緊急性を要しているんだということをぜひ訴えていただきたいと思いますので、村長、数多く足を運んでください。

これで私の一般質問を終わります。

○ 當山清彦議長

これで3番玉城保弘議員の一般質問を終わります。

休憩します。

再開します。

次に金城渉議員の発言を許します。

○ 當山清彦議長

次に、4番金城渉議員の一般質問を許します。

○ 4番 金城渉議員

通告書に従いご質問させていただきます。1番、村営住宅の用途をお伺いします。①村営の新築住宅(プレハブ含む)、交流の家官舎リフォーム後の借り上げ等全て役場職員の入居になっているが、一般の村民への入居、住宅供給は考えていませんか。財源は全て皆さん、私たちの税金からと考えると公平性に欠けていないか、村長にお伺いします。

○ 新里武広村長

金城議員の質問にお答えします。一般村民の入居は現在考えておりません。職員用住宅を建設した理由については、村内においての人材不足から職員定数に満たない状態が慢性化し、特に有資格者についてはほとんど村外からの人財を確保せざるを得ない状況でございます。

今後の計画といたしましては、現在村営住宅に入居している村職員の職員用住宅に斡旋し転居を促し、村民の方か低所得者用の村営住宅を使用できる状況を確保していきたいと考えております。

反問権ないんですが確認してよろしいでしょうか。まず、村営住宅の用途ということで質問の事項に書いてありますけれども、職員住宅と捉えて。

○ 4番 金城渉議員

私が言っているのは、公共性のある住宅全てです。要するに税金をつかって造っている公営の住宅全てを言っているつもりですが。

○ 新里武広村長

村営住宅も含め、職員住宅も含めということでございますね。それでは先ほど答弁したとおりでございます。

○ 4番 金城渉議員

行政の皆さん、今村長の答弁で人材不足で困っていると。これ民間も同じなんですよ。僕の感覚ですけれども、かなり行政中心に渡嘉敷村は回っていると。要するに村民ファーストという考えは全くないように思えるんですよ。それでこの質問を出したんですけれども。民間事業者を育成していく、その根拠となるのは人材なんですよ。事業を拡大するためには人材が必要。その大前提が住むところ。そこを供給しないと人は集まらないし、産業は発展していかない。今の村長のお答えだと、行政をまず固めると、そういうふうにはっきりおっしゃっていましたが、民間は一般の住宅、古びた住宅や納屋などを改造してリフォームしてアルバイトなり採用しているんですよ。行政の場合はバックボーンも大きいので個人からの借り入れも有利だと思います。

もう一度僕の質問を繰り返しますと、税金をつかっている建物、構築物、全て発想は行政の人財がためを優先すると、今はっきり村長おっしゃっていましたがけれども、この考え方は私は間違っていると思っています。やっぱり村民ファーストの立場に立って、公平に、もしくは行政関係者を入れるんじゃないです。抽選なり、入居者に対してね、そういう公平性をもてば村民からの不満は出てこないと思います。今かなり不満出ています。この2、3年で新築が相当建っていますよね。全て行政関係者が、村長が今おっしゃったように優先的に入っている、使っている。財源は私たちの税金ですよ。行政のために出しているわけじゃない。まず民間事業者を育てるのが先だと思っています。どうですか、村長。

○ 新里武広村長

金城議員のおっしゃっていることも確かだと思います。しかしながら現在、先ほどから言っております職員の人材確保、いわゆる資格者の確保をしないと子育て支援であったりそういったことが十分に住民に還元できないということもあって、優先的に職員の確保ということであっております。

先ほど施政方針にもありましたように今後は住居の不足というのは既にありますので、多機能住宅の建設を目指していきたいというふうに考えているということでございます。

あと、ほとんどプレハブ住宅、木造住宅におきましては離島活性化推進事業費補助金をつかってやっております。そのときの申請としてもまず移住者、資格者等の方々を優先にということで許可をもらっておりますので、先にそこを整理してから多機能住宅の建築をした上で、例えば農林、水産に携わる人が入居できれば、あるいは観光に携わる人が入居できる住宅が建築、建設できればというふうに考えている次第でございます。

○ 4番 金城渉議員

十分分かりました。行政ファーストの方針はずっと貫くと、村民は後からだ、そのお答えをいただきましたので①はこれで終わります。

②交流の家官舎に商工会補助員が入居されていますが、彼らが4月交代だとすると補助員が自動的に常にその補助員が入居していくと。そのスパンはたぶん今後継続していくんだらうと思いますけれども、私が管理者である文科省管財課の方とちょっとそのへん疑問があったので直接お伺いしました。彼らの答えは、やっぱり国有財産なので皆さんのほうで公正・公平に使えるようにと、それを大前提に貸し出しをしていると。しかも今回これ全国的にも稀な例らしくて、彼らも非常に慎重になっている。渡嘉敷村内でそういう問題が起きているのであれば、どんどん意見を出してくれと。

補助員の商工会の契約書の中にも、商工会等とあえて固有名詞が出ているんですよ。これ消す考えはありませんか、各団体としてに。固有名詞を消す、要するに商工会という。各団体でいいんじゃないですかね。僕はそれ文科省とも話したんですけども、先方は、そうですねと、特に構いませんと。そういう契約書の見直しを検討しないと、今後ずっと商工会の専属の部屋になってしまうと僕は懸念しているんですけども、平等性がないと。

そのへんどうお考えでしょうか、村長。

○ 新里武広村長

文科省のほうからは使用用途につきましては、国有財産使用許可書とありますが、この使用用途にはですね、先ほど金城議員がおっしゃっていました村の商工会等というふうに書いてあります。各種団体職員等ですね。その中に当初は私たち、特に私のほうが積極的に動いて文科省とやり取りをさせてもらったんですけど、商工会専用とは考えていません。そのために等というのをに入れてもらっています。その等の中には商工会ほか、JAおきなわさんであったり、郵便局、沖縄県の教育委員会等、島外から出向で島に来られる職員を想定しておりましたので商工会等というふうなことで申請を出して、文科省のほうからも商工会等というかたちで許可をもらっている状況でございます。ただ、今後商工会の皆さんが住宅等の確保ができた場合にはですね、他の団体等についても正式な要望等があれば検討はしていきたいなと思っております。

○ 4番 金城渉議員

今のお答えでは、まさに私の質問どおり商工会の専有で使うということでもいいんですね。商工会が断ったら一般募集するという考え。最初から商工会の専用の部屋としてのお考えだったということでもいいんですね、確認です。

○ 新里武広村長

いろいろお話をしていた上で商工会等のほうから先に相談があって、その後JAであったり郵便局であったりということがありましたので、一つに限らないようにするために等というかたちにしております。

○ 4番 金城渉議員

私の質問に端的に答えていただきたいんですけども、最初から商工会にお貸しするつもりでお借りしたということでもいいんですね。

○ 新里武広村長

はい、現時点ではそういうことです。

○ 4番 金城渉議員

分かりました。文科省のほうと再度詰めたと思います。

③にいきます。全ての住宅がこの2年ぐらいで、戸数でいうと12、13か新築で公営の建物が建っていますけれども、全て渡嘉敷区に建っているんですね。先ほど與那嶺議員の質問でも、今後も渡嘉志久区で予定している土地があると、賃借している。今後も阿波連区には造るお考えは全くないのでしょうか。

○ 新里武広村長

今後、用地の確保ができれば当然阿波連地区にも建築は造ろうというふうには考えております。

○ 4番 金城渉議員

前村長時代からずっとこれは提案された問題だと思います。こちらには渡嘉敷出身の議員さんが三名、阿波連出身はお一人しかいないので、なかなかそのへんで勢いが違うのかなと思いますけれども、前村長時代から阿波連にという要望を阿波連住民の方々からも。具体的に申しますと、金城園芸さんがお返しした村有地、そこを具体的に、あれ200坪ぐらいあるのかな、かなり大きな土地があります。これも前村長にも答申はしていると思うんですよ、現新里村長の耳に入っていなかったのか。不思議なのが渡嘉敷区で住宅密集地で狭いスパンをお借りして、賃借料を払ってお借りして寝かしている土地が何カ所かあるんですよ、計画途中の。阿波連区には村有地があるわけですよ賃借料を払わないで済むやつ。しかも200坪という割と広い土地が宅地。そこが私ちょっと疑問に思うんですけどね。

もう一つは、移住者は僕個人的な意見ですけど若い方たちに来てほしいという個人的な考えをもっているんですよ。若い子たちが集まると独身の方たち、恋愛して結婚して子どもを産んで、理想的な島の将来像が描けるかなと。若い子たちの生活環境などをみると阿波連区のほうが断然僕は居心地はいいと思っています。渡嘉敷区に住んでもらうよりは。さっきおっしゃった行政関係のいろんな有識者に関してもほとんど独身者が多いのでね。定住を長続きしてもらうためには生活環境、アフターファイブでの友人関係とかが安定しているほうが定住率も高くなるのかなと、若い人たちの。そういう生活環境などを文化も含めてみると阿波連区のほうが私は適正だと思っているんですよ。移住者の誘致に関してはね。渡嘉敷区と阿波連区の生活環境というのは、若い子たちがもし来るとした場合に、村長はどういう感覚をお持ちですか。

○ 新里武広村長

金城議員のご提案というか、私もそういうふうなところを感じている面もあります。渡嘉敷区、阿波連区においてバランスよく住宅が建築できればなというふうに考えております。阿波連区のほうには村有地もあると。あるいは借りていた土地を今後返すという情報は少しいただいており、先ほどお話ししました多機能住宅がそこに造れないかなというふうな今計画をしているところがございます。やはり渡嘉敷だけに偏らずバランスよく住宅を造ることが渡嘉敷の繁栄、あるいは定住、移住にもつながっていくものだと思っておりますので、そのへんはご提案していただきましてありがたいと思っておりますので、そこに向けて少しずつ努力してまいりたいと思います。

○ 4番 金城渉議員

前向きな意見が出たので、もう一步踏み込ませていただきます。先ほど與那嶺議員の質問で被りますけれども、27年度に計画があると、今お借りしている土地を寝かしている、それを阿波連に変更するようなお考えはありませんか。

○ 新里武広村長

村営住宅について先ほど4棟の話をさせていただきました。計画としては渡嘉敷区のほ

うに4棟造って、その後に阿波連のあれは旅行村の駐車場辺りですか、そこにも造ろうという計画を進めていたところ、まず渡嘉敷のほうにもできないということもありましたので、阿波連区のほうはまだ公営住宅については進まないという状況になっております。

○ 4番 金城渉議員

私の質問は、27年度計画を阿波連区に変更できませんかということです。

○ 新里武広村長

27年度の計画におきましては、もう設計等も進んでおりますので、どこの土地にどういった建物を造るということでございますので、ここの変更はかなり厳しいのかなというふうに思っております。

○ 4番 金城渉議員

全く変更できない過程まで進んでいるということですか。

○ 新里武広村長

そのへんを含めて令和7年度の着工に向けて令和6年から協議してまいるということで先ほど與那嶺議員の質問にもありましたとおり、そのようなことで今のところは進んでいるということで、それが変更が可能であれば少しそれも選択の一つかなと考えております。

○ 4番 金城渉議員

後で担当課のほうと今の進捗状況を確認したいと思うんですけれども、バランス的に村長のお考えはバランスをとらないといけないという方針は確認とれましたので、具体的に今度その27年度のやつが本当に変更不可能なのか可能なのか、これは進捗状況を再度担当課と確認して。

この場で提案ですけれども、阿波連の住宅建築の推進かな、ワーキングチームをつかって民と行政で一つのワーキングチームをつかってはどうかと。今まで行政が一方的にこういうのを進めているけれども、若干ヒヤリングはあるかな。阿波連の住民の方々も一緒になってワーキングチーム方式で進めていけたらなと思います。そのへん村長少しお考えをお聞きしたいんですけれども。

○ 新里武広村長

とてもいい提案だと思っております。渡嘉敷村の基本構想、これは第5次総合計画等がありますので、それに沿ったかたちでワーキンググループが結成されて進めることができればということで少し研究課題としたいと思えます。

○ 4番 金城渉議員

ぜひ進めていきましょう。やっぱり行政だけで従来どおりやるとこういう偏った住宅供給になってしまうので、村民の意見も反映するような開かれた行政、村長の施政方針にあるようにね、村民の声も聞いて、一人残さずというのは。それをぜひ検討していただきたいなと思っております。私も積極的に参加しますので。

次2番にいきます。観光協会の活動停止に伴い、役場内で課の増設があるというお考え

を示しておりますけれども、具体的な内容をお聞かせしてもらえますか。

○ **新里武広村長**

新たな課の設置については施政方針で述べましたとおり、今年度から取り組み、年内に方針をかため、12月の定例議会までに渡嘉敷村課設置条例の改正案を上程したいというふうな計画になっております。

○ **4番 金城渉議員**

それは具体的なものはまだ上がっていないという、これから取り組むと、令和6年度に入ってからということですね。分かりました。

観光協会とのすみ分けなんですけれども、かなり今回観光協会、村長の方針に従って活動停止状態になるんですけれども今回ね、運用要綱を何度も確認していますけれども、これ村長の施政方針なので従いますけれども、ほとんど活動ができない状態に今回なっています。今策定されている振興計画かな、その中に第2次渡嘉敷村観光振興計画、入っていると思います。村の持続可能な観光の推進役として、村はじめ各団体事業者と連携し、観光を軸とした自然環境や歴史文化保全、安全・安心な住民生活の実現に向けて主体的に活動できるよう役割を明確化するなど、実効性を高めるための環境づくりを行い、と振興計画にあると思うんですよ今回、策定途中なのかな。観光協会に求める、この中では観光協会は存在するという前提でたぶん計画を立てられていると思います。観光協会に求める役割を具体的にお聞きしたいんですけれども、皆さんの新しい新設する観光に特化した課と、観光協会、振興計画の中では存続になっているんですよ、その棲み分け。観光協会に求める役割を具体的に村長お聞かせいただけますか。

○ **新里武広村長**

新しい課の設置ということは、総合計画にも載っております5つの振興があると思います。まず農業の振興、林業の振興、水産業の振興、商工等の進行、産業の振興、それに一つ観光の振興ということがあります。その中で今、観光産業課のほうでそれを一つにまとめてやっております。そこで働き方改革の一環として、今ある課の中では、土木建築であったり水道とか全部みている中で、この産業の振興は到底弱いと。産業さっき言った5つありますけれど、そこにはなかなか手が回らない状況だというお話もありましたので、今ある観光産業課を二分化して、生活に特化する道路づくり、水道、いろいろ諸々港湾等はその一つの課。5つの産業については別の課というふうに考えております。そこに観光だけをやるという課は今のところ想定しておりません。

○ **4番 金城渉議員**

私の質問は、観光に特化した部分のお考えをお聞きしているんですよ。観光に特化した部分、5つの項目がありましたよね、1つに観光のほうが、産業観光と産業と。その中で行政である部分と観光協会がやる部分のすみ分けをどう考えているかということを具体的にお聞きしたいんですけれども。

○ **新里武広村長**

観光協会の事業計画等はまだはっきり見ていませんので、それを見た上で判断していきたいと思います。

○ **4番 金城渉議員**

観光協会の事業計画が出ていない、今年度の。私が質問しているのは、今まで実際、既存の活動は十分これだけ監査もしているの理解していると思うんですよね、観光協会が何をやっているところなのか、何をこれからやろうとしているのかは。書面見なくても、事業計画を見なくても。ある程度の観光協会の今までやっていた役割は理解していないと困ると思うんですよね、理解していると思います。その中での村長個人のお考えですよ、棲み分け。村長の計画、観光に特化した事業を今観光課がやっている事業は十分理解していますよね、当然予算も流しているの。その範疇に補う部分を増設した課でやるのか、それとも業務を抜いていくのか。そのへんの構想は当然もっていると思います。それをお聞きしているんですけども。

○ **新里武広村長**

構想はもっておりますが、これは私だけで決めるものではないと思います。先ほども言いました事業の評価P D C A表を提出してもらった上で、きちんと分析した上で方向性としては決めていきたいなというふうに思っております。実際のところ観光協会がどんなことがされているかというのは今のところはよくは見えてきておりません。

○ **4番 金城渉議員**

5年経っていろいろ監査も厳しくやって、資料もそうとう出してきましたよね。それでも観光協会は何をやっているのか分からないというのも如何なものかなと思いますけれどもね、もうこれ以上質問できませんよねそれだったらね。村長が分からないと言うんだったら、観光協会が何やっているか分からないと言うんだったらこれ以上質問はできませんよ、以上です。

私の質問はこれで終わります。

○ **當山清彦議長**

これで4番金城渉議員の一般質問を終わります。

休憩します。

再開します。

次に、5番新垣一史議員の発言を許します。

○ **5番 新垣一史議員**

皆さん、こんにちは。通告書に基づいて一般質問をさせていただきます。まず1つ目ですね、公園整備について伺います。これまでも何度か一般質問に上がってきていますが、住民からの公園が必要という声も結構聞くことができます。村として公園の設置や整備について現在どのような計画があるかまず伺います。

○ 小嶺国土観光産業課長

ご質問にお答えします。公園の設置や整備についての計画ですが、除草作業等の維持管理計画についてはございますが、整備についての計画は着手できていない状況です。

○ 5番 新垣一史議員

令和4年12月定例のときに、渡久地の滝のところの公園用地の件でご質問したときに、小嶺課長が除草作業の答弁されていまして、定期的な除草作業が続けられているのは確認しているんですけども、そのまま2番の質問に入っていくながら質問したいと思います。渡久地の滝周辺の公園用地ですね、草刈りはされているんですけども、結局川へ流れ込む水路のほうに柵があるわけでもなく、村長のほうが岩のベンチのようなものがあるということだったんですけども、あれは自然石なんですか、設置したんですかね。答弁のときに伺いますけれども。見た感じ大きな石が3つあって座れるよという状況で、草刈りされた空き地という感じであって、どうも公園には見えないんですよ。なので今設置や整備についてはまだ検討していないということであれば、令和4年12月の時にも話まして、小嶺課長のほうからは西側区域は所有地の問題もあるので公園化は厳しいという話でしたが、やはり大きな公園、若い人からお年寄りまで使えるような整備された公園が必要なかなと思いますし、そういった声も多数聞かれて、村長の答弁の中で駐車場用の土地もあるということなので、あの一帯を公園として今後整備していく、そういった検討が可能かどうか伺います。

○ 小嶺国土観光産業課長

まず、先ほど質問がありました公園内になる石になると思うんですが、自分が確認している範囲であるんですが、造成したときにあった石をそういう用途で座るとかで使えるということで配置し直しているという認識になっています。

申し訳ないんですが、それ以外の施設については、先ほども答弁しましたが着手できていない状態というかたちになりますので、今どういう案がありますとか、どういうふうな構想ですとかいうことはお答えできない状態です。

○ 5番 新垣一史議員

現在そういう案がまだ出ていない、着手できていないということだけで、今後検討しないというわけではない。今後検討事項には入れてもらえる、あそこを公園としてきちんと整備してもらおうというふうには考えていらっしゃるでしょうか。これ村長に聞いたほうがいいですかね。

○ 新里武広村長

課長のほうからもありました土地改良のときにあそこの公園整備はされております。そこが公園にふさわしい場所かどうかについても懸念しているところがありまして、村道阿波連線改良工事を橋梁のところですね、そのスペースに駐車場スペースを造ったのもそちらが公園として有効活用できないものかなというふうなかたちで駐車場スペースを設け

てあります。しかし、いろいろそこを使っている中で、例えば最近では植栽等もやってみました。ところが場所、土質等が悪かったかどうか分かりませんがほとんどが枯れてしまっている状況です。また今度、第二弾といたしましてはそこに桜を植えてみようということも今計画しているところです。そこで植栽等がうまくいけば公園らしくなるというのがありますので、それから少し検討していくのと、まず、公園ということは子どもたち、あるいは大人も含めてなんですけれども、安心・安全に遊べる公園として使えるというのが大きなことになると思いますので、そのへんを考慮した上で検討は進めてまいりたいというふうに思っております。

○ 5番 新垣一史議員

ぜひ検討を進めていただきたいのと、まさに村道阿波連線が開通して駐車スペースがある。阿波連の方からも言われている話で、渡嘉敷側に造るとしても向こうであれば通り道だったりとかにもなるので、もちろん村の人も行きやすいし、天候が悪いときに観光客の方とかを案内して遊んでもらうことができる、といった意味も含めてきちんとした、小さい公園ではなくて少し整備した大きめの公園というのを望む声が多いんですね。だから今おっしゃったように植栽、桜を植えてみるとか細かいのを試してみるのもいいんですけども、今すぐ造ってくれというよりも、長期的に見て国の補助だったりとか、環境省と話をしたりとか、そういったのも含めてあそこにきちんとした、遊具も子どもたちが遊べる遊具だったり、施政方針にもありましたけれども包括ケアシステムで地域のほうで健康づくりとか、そういったのもありますので、大人、お年寄りの方とかがジム代わりに使えるようなスポーツ遊具みたいな遊具だったり、あとはやっぱり小っちゃい子を連れて行って遊べたり、また、ペットを連れてくる人はペットを連れて遊べたりとか、総合的にみんなが使えるという観点の公園を検討していただいて、今後国とか県とかそういったところにも確認をとって行っていただきたいと思います。また、この公園に関しては進捗状況、何回か後の議会とかで伺いたいと思いますのでよろしくお願いします。

2つ目の質問に移ります。空き家・空き地対策について伺います。午前中も先ほども金城議員からも出ていましたけれども住宅問題ですね。私が聞きたいのは、移住者就労用住宅や職員住宅は建設されていますけれども、村営住宅に入っている方、公営住宅に入っている方とかから持ち家を持ちたい、老朽化した公営住宅で夫婦共働きで生活の余裕をもたせるために仕事を頑張れば頑張るだけ家賃が上がってしまう。だったら自分の家を持ちたいという方が結構いらっしやいまして、元々公営住宅の目的というのは低所得者だったりとかそういう方たちが入るという目的もあると思います。そういった自分たちの家を持ちたい、移住してきて渡嘉敷に永住するので家を持ちたいという人たちの問題が解決、解消できていない状態なんですね。

施政方針のほうにもこの空き家・空き地を販売したりとか仲介に入るといふように書かれていなかったのか、現在どういった取り組みをされているのか。公営住宅を建てるため

に用地を借りるとか、そういったことではなくて住民に対する仲介ですね、そういったことには取り組まれているのか伺います。

○ 新里武広村長

空き家・空き地の問題については渡嘉敷村にとって大きな課題だと思っております。その中でやはり地主の方と全く折衝していないわけではなくて、空いている土地、あるいは空き家等の地主と、持ち主との交渉はいろいろやっているところなんです。その中で地主より村に土地を貸してもいいという案件は何件かあります。しかし個人に貸すのは厳しいですというのが本音でございました。ですので先ほど新垣議員がお話しておりました役場が仲介して紹介してもらえるシステムの構築をやはり村としては研究していかなければいけないというふうに考えておりますので、それを一つ一つ解決に向けて努力していきたいというふうに思っております。確かに、地主からすれば知らない人に貸したり売ったりするというのはとても不安があるんですよというのが現状です。

○ 5番 新垣一史議員

村としてもシステム作りをしていかないといけないということ、今はっきりとした形はまだできていないということだと思っておりますが、今地権者の方たちが高齢化してきて、渡嘉敷のほうで例えば民間、親戚の方にお問い合わせをして間を取り持ってもらって、その間を取り持ってくれる人も歳をとって行って、結局次世代に移ったときにどうしていいかわからないからもうそのまま空き家としてほっておく。借りたいと思っても誰に相談していいかわからないので借りるほうも借りれない。やっぱりこのシステム作りって大事だと思うんです。

去年の12月の法改正で、市町村のほうからこの空き家・空き地に対しての指導だったり勧告だったり以前よりもできるようになったという法改正があったと思うんですが、厳しい意味での指導というかたちではなくて、逆に相談に乗ります村のほうで、空き家・空き地どうしていいかわからない、そういったことの相談に乗りますという担当を置いて公にそういったのをアピールして、そこからですよ、それができてから空き家バンクという形にはなると思います。まだそこまでいけてない状態なので。システム作りをきちんと構築していただいて、そういった定住者、本当に定住してほしいなら、移住者用住宅は一過性だと思うんです。

結局一人で入るにはいいかもしれないですけど、島で家庭を持ってとなると手狭になる。そうするとせっかく家庭を持ったのに島から出ないといけない。たぶん今その循環が続いているんですよ。だから阿波連のアルバイトで来た子たちが島が良くて住んでいる。ここでパートナーができて島に定住したいんだけど、住むところがないから島から出て生活をする。結果、今700名前後でずっと推移している人口が本当にちょっとずつですけど減ってきているじゃないですか。この問題を解決しないと人口流出が止まらないと思うので、ぜひ重点的に、もちろん新規の公営住宅建設も大事ですけども、並行してこういった問

題可決もお願いしたいと思えます。

○ 新里武広村長

提案どうもありがとうございます。先ほど課の設置というお話をさせていただきました。仮称ではあるんですけども産業振興課という課をつくれたらなど。その中に空き家であり空き地対策の担当を置いて、そのへんも問題解決につながればということも構想しておりますので、ぜひまたいいアイデア、いい案件があればぜひアドバイスのほうをお願いしたいというふうに思っております。

○ 5番 新垣一史議員

今の質問ぜひよろしくお願ひします。

次の3番目の質問に移ります。午前中にも出てた質問ですのでちょこっとだけ聞きたいと思ひます。定期船ドック時の代船運航について伺ひます。今回の代船運航はかなり変則的だったんですけども、その理由とどの様にスケジュール調整されたのかを伺ひたいんですが。フェリーが2月7日から2月22日までドックで、1回目の代船が休みになったドックに入ったその日、2回目が1週間後の14日、3回目が5日後、最後が次の日からフェリーが動くという前日。これもうちちょっとばらけさせたらよかったのかなという意見なんですけれども、午前中にもいろいろ伺ひたので、スケジュール調整のやり方ですね、どういうふうに行ってるのか伺ひたいと思ひます。

○ 山城淳船舶課長

ご質問にお答えします。ニューフェリー栗国の代船運航の調整の仕方ということですが、ちょうどこの期間、旧暦の行事等が重なっておりまして、栗国村のほうでは旧暦行事がとっても盛んな時期に今回当たってしまいまして、何度か栗国村の船舶課長と那覇事務所長を通して調整してきましたが、なかなか旧暦行事がある中で準備の期間、旧暦行事に向けての準備の期間、そして旧暦行事の期間等々ありまして、今回の時期となっております。

先ほど隣の船もあるんじゃないかということでもいろいろお話がありまして、我々のほうで課長レベル、あと船長レベルでも、今回は来年に向けて今考えています。本当に村民の皆さまにはたいへんご迷惑をおかけしました。とても期間が長くてたいへん貨物の調整とか、あと日用雑貨とか皆さん生活にとっても不便をきたしておりますので、来年度はこのへんも踏まえて運行回数と間隔をぜひ検討させていただいて、栗国村、座間味村と協力して、どうにか運行時間を考えていきたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

○ 5番 新垣一史議員

午前中の答弁で座間味村の船も要請して次からはという答弁ありましたので、2隻あればスケジュール調整ももう少し楽になるのかなと思ひます。ぜひ生活物資だったり、人だったり、座間味満議員の質問の中にもありましたけれども、ちょうど工事とかで車両の搬送とかも、工事関係者の方に聞いたら、船に乗せる調整が難しくてなかなか工事が進まなかったりするというところもある時期でありますので、今、船舶課長が答弁してしてくださ

ったように間隔とか本数、そういったものを調整していただいて、もちろん代船を出していただけるだけでもありがたいんですけども、できるだけ島の生活に影響がないような運航の調整をお願いしたいと思います。

4番目の質問に移ります。河川整備について伺います。村道阿波連線の途中ですね、金のカーラに土砂が堆積していて、そこに雑草が生えて、見たところ体積した土砂で水が堰き止められてですねもう流れていない状態。よっぽど水位が上がらないと流れない状態になっているんですけども、浚渫の計画と、あと県との話し合い等あるのか伺いたいんですが。施政方針のほうで渡嘉敷川の土砂の搬出という協議をしているというのは出ていたんですけども、金のカーラは支流になるんですかね、渡嘉敷川としてみている、ここの話も出ているのかを含めて伺いたいと思います。

○ 小嶺国土観光産業課長

お答えいたします。ご指摘の金のカーラの土砂につきましては、次年度令和6年度に浚渫を計画しております。この後審議していただく予算のほうにその費用を計上している状態です。対象箇所として本課で認識しているのは、村道阿波連線を中心に下流側に80m、上流側に70mを施工範囲として計画して次年度実施する予定としております。

○ 5番 新垣一史議員

今の計画だと、今溜まっている土砂はほぼほぼ全部撤去できるというかたちになるんですよね。そもそも向こうに土砂が溜まるようになったのが、大雨のときに奥のほうの山から流れてきた土が流れ込んでだと思ってしまうんですけども、そちらのほうは今現在流れてないようですけど、今後そういったことがないような対応とか計画とかありますか。

○ 小嶺国土観光産業課長

現在のところ上流部の流出対策に関する計画はない状態です。

○ 5番 新垣一史議員

以前に流れて以来それからあまり流れ込んでいるのが見られないようなので、今のところ大丈夫かと思うんですが、せっかく浚渫してまた流れてきたらというのもあるので、そちらのほうも含めて少し観察なり対応なりしていただきたいと思います。今の質問に関しては予定があるということなので安心しました。ありがとうございます。

以上で私の一般質問を終わります。

○ 當山清彦議長

これで5番新垣一史議員の一般質問を終わります。

休憩します。

再開します。

日程第7、報告第1号、令和6年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

報告第1号

令和6年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について

地方自治法第243条3第2項の規定により、令和6年度沖縄県町村土地開発公社事業計画を別紙のとおり報告する。

令和6年3月6日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議のほうお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより報告第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、報告第2号、専決処分の報告について(船舶修繕請負変更契約)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年3月6日提出 渡嘉敷村長 新里武広

次のページに専決処分書を添付しております。

以上、ご審議のほうお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより報告第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、同意第1号、渡嘉敷村教育委員会委員の任命についての同意を求める件を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

同意第1号

渡嘉敷村教育委員会委員の任命について

渡嘉敷村教育委員会の委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 渡嘉敷村字渡嘉敷1918番地の2

氏 名 藤原史明

生年月日 昭和37年4月20日

提案理由

渡嘉敷村教育委員会の委員一人が令和6年3月31日をもって任期満了となるので、その後任を任命するため議会の同意を得る必要がある。

令和6年3月6日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議のほどお願いいたします。

○ 當山清彦議長

以上で提案者からの説明を終わります。

これから同意第1号、渡嘉敷村教育委員会委員の任命についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これから同意第1号、渡嘉敷村教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

この採決は起立評決で行います。

本件は提案者の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議員総数5人のうち賛成5人、反対0です。

失礼しました。起立全員です。したがって、同意第1号、渡嘉敷村教育委員会委員の任命同意については、賛成多数にて原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第1号、沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

議案第1号

沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更について

地方自治法第252条6の規定により、沖縄県消防通信指令施設運営協議会を設ける普通地方公共団体に浦添市を加えること及び沖縄県消防指令センター全体更新整備事業を推進するにあたり同協議会規約の一部を別紙のとおり変更することについて議会の議決を求める。

提案理由

沖縄県消防通信指令施設運営協議会を設ける普通地方公共団体に浦添市が加入すること、及び沖縄県消防指令センター全体更新整備事業を推進するにあたり同協議会規約を別紙のとおり変更することについて協議する必要があるため、地方自治法第252条の6の規定により議会の議決を求める。

これがこの議案を提出する理由である。

令和6年3月6日提出 渡嘉敷村長 新里武広

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第2号、渡嘉敷村公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

議案第2号

渡嘉敷村公の施設に係る指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項及び渡嘉敷村公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に係る条例第5条第1項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定することについて議会の議決を求める。

記

1. 公の施設の名称 渡嘉敷村森林公園施設
2. 指定する期間 令和6年7月1日から令和9年3月31日まで
3. 指定管理者名 法人名及び団体名 合名会社トカシキゲストハウス
代表者名 代表者 山本哲司
住所 渡嘉敷村字阿波連116番地の1

提案理由

現在の指定管理者の指定期間が令和6年3月31日をもって満了することに伴い、新たな指定管理者を指定する必要があるため。

令和6年3月6日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○ 4番 金城渉議員

これは入札式ですよ、何件か入札がありました、それとも随意契約？

○ 小嶺国土観光産業課長

当該指定管理者の募集に関してはプロポーザル方式を採用しておりまして、プロポーザルを実施するというかたちをとっているんですが、応募者が、今回募集をかけたところ応募が1件だったため、2月15日に実際プロポーザルを行って、1件の方から提案を受けて、それを審査した上での決定というかたちになります。

○ 4番 金城渉議員

ありがとうございます。分かりました。

○ 當山清彦議長

ほかに質疑はありませんか。

(「休憩」の声あり)

休憩します。

再開します。

ほかに質疑ありませんか。

これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第3号、渡嘉敷村公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

議案第3号

渡嘉敷村公の施設に係る指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項及び渡嘉敷村公の施設に係る指定管理者の指定の手続き

に係る条例第5条第1項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定することについて議会の議決を求める。

記

- | | |
|-----------|-----------------------|
| 1. 公の施設名称 | 渡嘉敷村青少年旅行村施設 |
| 2. 指定する期間 | 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで |
| 3. 指定管理者名 | 法人名及び団体名 株式会社マルニ商会 |
| | 代表者名 代表取締役 新垣信太郎 |
| | 住 所 渡嘉敷村字阿波連60番地 |

提案理由

現在の指定管理者の指定期間が令和6年3月31日をもって満了することに伴い、新たな指定管理者を指定する必要があるため。

令和6年3月6日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議のほうお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第4号、渡嘉敷村手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

議案第4号

渡嘉敷村手数料徴収条例の一部を改正する条例について

渡嘉敷村手数料徴収条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

戸籍法の一部改正に伴い、新たに生じる戸籍証明書等の広域交付の事務に係る手数料を定める必要がある。

これがこの条例案を提出する理由である。

令和6年3月6日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第5号、渡嘉敷村立幼稚園預かり保育保育料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

議案第5号

渡嘉敷村立幼稚園預かり保育保育料徴収条例の一部を改正する条例について

渡嘉敷村立幼稚園預かり保育保育料徴収条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

月末の預かり保育料確定から納付期限まで日数が短いことから、自動振替提出期限に時間的余裕がないため、条例を改正する必要がある。

令和6年3月6日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第6号、渡嘉敷村公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

議案第6号

渡嘉敷村公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
渡嘉敷村公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

社会教育法第29条第1項の改正に伴い渡嘉敷村公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する必要がある。

これがこの条例案を提出する理由である。

令和6年3月6日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議のほうお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第7号、渡嘉敷村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

議案第7号

渡嘉敷村会計年度任用職員の給与及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例について

渡嘉敷村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

沖縄県人事委員会の給与勧告並びに国及び他市町村の会計年度任用職員の給与の状況を考慮し、会計年度任用職員の給与を改正する必要がある。

令和6年3月6日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第8号、職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

議案第8号

職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について

職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

関係法令の改正に伴い職員の休日及び休暇に関する条例の規定を改める必要がある。

これがこの条例案を提出する理由である。

令和6年3月6日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第9号、議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

議案第9号

議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

議会の議員の補修等については、県内町村の議会議員との均衡を考慮し改正するものである。

これがこの条例案を提出する理由である。

令和6年3月6日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「休憩」の声あり)

休憩します。

再開します。

ほかに質疑はありませんか。

これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

休憩します。

再開します。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

それでは、この採決は挙手採決で行うことといたします。

賛成の方は挙手願います。

(賛成多数)

賛成4名、反対1名です。したがって、議案第9号については賛成者多数で可決されました。

日程第19、議案第10号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

議案第10号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に

関する条例の一部を改正する条例について

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につい

て、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

特別職の職員で常勤のものとの給与については、職責と県内市町村の特別職との均衡を考慮し改正するものである。

これがこの条例案を提出する理由である。

令和6年3月6日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○ 4番 金城涉議員

皆さん頑張っていらっしゃるので上げたいという気持ちはあるんですけども、先週、私たち議員研修があって全員参加して議長もね、その中で県の沖縄県企画都市町村職員課かな、課長のほうから講演があって、高齢層職員の昇給抑制に関する処置、これ国の指針、要するに総務大臣からの通知が県にあって、地方公務員についても国に準じた必要な処置を講じるように。要するに55歳以上の標準勤務成績では昇給を停止する処置、これを促されて全員講習を受けたんですよ。講師の方の説明によると、沖縄県はワースト1位、その処置をとっていない。県内で55歳以上職員の昇給停止、2号級昇給停止を行っているのは、現在のところ7市町村だけ。やっぱりこういう経費節約というか、国の方針がたぶん通達きていると思うんですけども渡嘉敷村のほうにもね、皆さんたぶん耳に入っていると思いますけれども。まず先にそれをやるべきじゃないのかなと僕は思っています。それをやった後に今の議題に上がっている昇給かな。都合のいいところだけ昇給して、都合の悪いところは聞いていないということはちょっと村民に対して説明がいかないんじゃないかと思えます。資料もしよければご覧になりますか。そういう処置を先にやっていただきたいと思っています。村長はどうお考えですか、副村長でもいいですけども。

○ 當山清彦議長

休憩します。

再開します。

○ 神里敏明副村長

お答えします。55歳以上の昇給停止等については、県内他市町村の状況をみながら検討していきたいというふうに思います。

○ 4番 金城涉議員

分かりました。痛みもというか、皆さんが損することも上げましょうね議題にね今後ね、得することだけじゃなくて。そういう単純な村民感情を今質問しただけですから、よろしくをお願いします。

○ 當山清彦議長

ほかに質疑はありませんか。

これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

休憩します。

再開します。

日程第20、議案第11号、令和5年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第5号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

議案第11号

令和5年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第5号)について

令和5年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第5号)を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和5年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第5号)

令和5年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第5号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億2千520万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億4千131万7千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更及び廃止は「第3表地方債補正」による。

令和6年3月6日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○ 5番 新垣一史議員

まず18ページ、県支出金に関して不用額が多いみたいなんですけど、大きな理由とかがあれば説明をお願いします。

○ 小嶺国土観光産業課長

18ページの県支出金の土木費県補助金の減額の内容についてですが、沖縄振興公共投資交付金の減額の内容としましては、村道阿波連線改良工事の補助金としていただく予定だったんですが、工事入札不調により次年度に実施を変更しているための減額となっております。

あと、道路メンテナンス補助金、14240の減額については、道路橋梁関係、橋梁の補修工事を予定していて計画を立てていたんですが、直近の診断の結果、ちょっと補修の重要度が下がったということで、全体の事業を実施する要件には到達しなかったという事態になりましたので、要件に達している部分に限定して事業を実施します。その分に関しては補助金がいただけるんですが、それ以外の分に関しては今回は実施していないというかたちになりますので減額処置をとっております。

○ 當山清彦議長

休憩します。

再開します。

ほかに質疑はありませんか。

○ 4番 金城涉議員

23ページの総務費、一般職員給与811万1千円、これはその減額の原因を具体的に総務課長から。23ページの下から2行目…。

○ 當山清彦議長

休憩します。

再開します。

○ 4番 金城涉議員

23ページ、総務費の目で1千797万6千円の減が出ているんですけど、その内訳を教えてくださいませんか。

○ 新垣聡総務課長

職員の配置ができなかった部分、あと人事異動で職員の給与の額が変わってしまって、その分の減額が主になっております。人件費ですね。

○ 4番 金城涉議員

どちらの職員ですか。

○ 新垣聡総務課長

総務課の職員です。

○ 當山清彦議長

ほかに質疑はありませんか。

○ 當山清彦議長

休憩します。

再開します。

ほかに質疑はありませんか。

(「休憩」の声あり)

休憩します。

再開します。

ほかに質疑はありませんか。

よろしいですか。

これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第11号についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第12号、令和5年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

議案第12号

令和5年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算(第4号)について

令和5年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算(第4号)を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和5年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算(第4号)

令和5年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算(第4号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1千284万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億4千350万2千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月6日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「休憩」の声あり)

休憩します。

再開します。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第12号についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第13号、令和5年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

議案第13号

令和5年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について

令和5年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和5年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

令和5年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ27万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2千536万5千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月6日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

よろしいですか。

(「進行」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第13号についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第14号、令和5年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

議案第14号

令和5年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)について

令和5年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和5年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)

令和5年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ121万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8千611万7千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は「第3表地方債補正」による。

令和6年3月6日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「休憩」の声あり)

休憩します。

再開します。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24、議案第15号、令和5年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

議案第15号

令和5年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算(第4号)について

令和5年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算(第4号)を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和5年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算(第4号)

令和5年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ136万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2千707万2千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は「第3表地方債補正」による。

令和6年3月6日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第15号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25、議案第16号、令和5年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

議案第16号

令和5年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について

令和5年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和5年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

令和5年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ594万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月6日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第16号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩します。

再開します。

日程第26、議案第17号、令和6年度渡嘉敷村一般会計当初予算についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

議案第17号

令和6年度渡嘉敷村一般会計当初予算について

令和6年度渡嘉敷村一般会計当初予算を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和6年度渡嘉敷村一般会計当初予算

令和6年度渡嘉敷村一般会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ17億7千9万7千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、6億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年3月6日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「休憩」の声あり)

休憩します。

再開します。

ほかに質疑はありませんか。

○ 4番 金城渉議員

46ページ、総務費の22番、地域おこし協力隊支援事業費、この内訳内容を説明していただけますか。

○ 當山清彦議長

休憩します。

再開します。

○ 新垣聡総務課長

お答えします。地域おこし協力隊支援事業費については2名分の予算を計上しております。

○ 4番 金城渉議員

6年度は一人はもう、現状の2名継続ということでしょうか。

○ 新垣聡総務課長

この当初予算を作成しているときには2名継続というふうに考えておりました、その2名分を計上しております。

○ 4番 金城渉議員

1名は退職の意思表示をしている。それと昨年度より300万円ほどアップしているんですね。去年はたぶん600万円だったと思うんですよ。そのへん整合性がちょっととれてないのかなと思います。お願いします。

○ 新垣聡総務課長

前年度令和5年度から増額になった分に関しましては、給与の改正があって給与の増額分も人件費の増額分もありますし、また車両が無いということでレンタカーを借り上げていたんですけれども、レンタカーをリースにして契約しようということでした。

パソコンも個人のを借り上げておりましたので、その分も新たにリース契約をしていくという考えでの増額となっております。

○ 當山清彦議長

休憩します。

再開します。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第17号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

休憩します。

再開します。

会議時間を延長したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、会議時間を延長いたします。

日程第27、議案第18号、令和6年度渡嘉敷村航路事業特別会計当初予算についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

議案第18号

令和6年度渡嘉敷村航路事業特別会計当初予算について

令和6年度渡嘉敷村航路事業特別会計当初予算を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和6年度渡嘉敷村航路事業特別会計予算

令和6年度渡嘉敷村航路事業特別会計予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ6億7千62万6千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3億円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年3月6日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○ 5番 新垣一史議員

確認です。歳出8ページ、燃料潤滑油、前年度より1千万円減になっているんですけど、これは実績をもとに換算ということでしょうか。

○ 山城淳船舶課長

お答えいたします。前年度当初予算と、また実績等を勘案しての見込額を立てているということになります。

○ 當山清彦議長

ほかに質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第18号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第28、議案第19号、令和6年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計当初予算についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

議案第19号

令和6年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計当初予算について

令和6年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計当初予算を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和6年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計予算

令和6年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億2千35万3千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3千万円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内での、これらの経費の各項の間の流用。

令和6年3月6日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

進行してよろしいですか。

(「進行」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第19号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第29、議案第20号、令和6年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計当初予算についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

議案第20号

令和6年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計当初予算について

令和6年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計当初予算を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和6年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計予算

令和6年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ585万6千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、400万円と定める。

令和6年3月6日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

よろしいですか。

(「進行」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第20号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第30、議案第21号、令和6年度渡嘉敷村簡易水道事業会計当初予算についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

議案第21号

令和6年度渡嘉敷村簡易水道事業会計当初予算について

令和6年度渡嘉敷村簡易水道事業会計当初予算を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和6年度渡嘉敷村簡易水道事業会計予算

第1条から第10条までとなっております。

令和6年3月6日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「休憩」の声あり)

休憩します。

再開します。

ほかに質疑はありませんか。

これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第21号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第31、議案第22号、令和6年度渡嘉敷村下水道事業会計当初予算についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

議案第22号

令和6年度渡嘉敷村下水道事業会計当初予算について

令和6年度渡嘉敷村下水道事業会計当初予算を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和6年度渡嘉敷村下水道事業会計予算は第1条から第8条までとなっております。

令和6年3月6日提出 渡嘉敷村長 新里武広

ご審議のほうをお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

進行してよろしいですか。

(「進行」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第22号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第32、選挙第1号、渡嘉敷村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思
います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしまし
た。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員には、小嶺均氏、棚原盛夫氏、新城弘美氏、金城直美氏の4名の方を指名
いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました4名の方を選挙管理委員の当選人と認めることにご異議あり
ませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、指名いたしました小嶺均氏、棚原盛夫氏、新城弘美
氏、金城直美氏が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員に、新垣克八氏、中村隼人氏の2名の方を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました2名の方を選挙管理委員補充員の当選人と認めることにご異
議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、指名いたしました新垣克八氏、中村隼人氏が選挙管

理委員補充員に当選されました。

次に、補充員の順序についてをお諮りします。

補充員の順序は、ただいま指名した順序にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、補充員の順序は、ただいま指名した順序に決定いたしました。

日程第33、協議第1号、議員派遣の件についてを議題とします。

議員派遣につきましては、お手元にお配りしたとおりであります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議員派遣についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定により、令和6年渡嘉敷村議会第1回定例会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、本定例会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定いたしました。

お諮りします。

本定例会会議に付された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和6年第1回渡嘉敷村議会3月定例会を閉会いたします。

(閉会 午後4時58分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

渡嘉敷村議会議長

署名議員（議席番号2番）

署名議員（議席番号3番）